

令和3(2021)年度

市立函館博物館 研究紀要

第32号

黒田 明伸	撰錢以前 — 志海苔古錢についての一考察—	— 1 —
奥野 進	「蝦夷絵」について — もうひとつの「蝦夷絵」—	— 9 —
保科 智治	〈資料紹介〉館蔵「吉田元利関係資料」の紹介 — 函館の初期教育界に関わる人物について—	— 22 —
大矢 京右	ヘレン・ケラーの手紙	— 47 —

撰銭以前 ―志海苔古銭についての一考察―

黒田 明伸

志海苔古銭の特徴

撰銭、銭を選ぶという行為、ならびにそれに対する禁令が大きな問題として15世紀後半から16世紀にかけて日本列島各地でおこるのに、13 - 14世紀には銅銭の種類や質を問題にするような史料がまったくといっていいほどみられない。このことは、つとに日本中世史研究においては指摘されていた⁽¹⁾。その通りだとすると、なぜそのような違いが生じたのか。ことさらに銭を選別しないといけなほど粗悪な銅銭の流通が15世紀以前はなかったのだろうか。本稿で取り上げる志海苔古銭は、入れられていた大甕の様式からして1400年前後までに埋められたと推定してよさそうであり⁽²⁾、そうであるとする、撰銭慣行が社会的に問題となる以前の銅銭保蔵の状態を反映していることになる。はたして志海苔古銭の構成はこの問題について重要な示唆を与えてくれる。

まず参考になるのは、志海苔古銭にはおおよそ精銭とはいえない12,901枚もの銭銘不明の銭が含まれていることである。総計374,435枚もの埋蔵銭であるから、あくまで3.5%にすぎないともいえるが、ほとんど銭銘をとどめない銭が1万枚以上も、たまたま見落とされて蓄えられたとは思われず、この志海苔古銭が精銭をことさらに集めたものではないことを物語る。興味深いことに、この銭銘不明銭と分類されたものには、重量3グラム当たりを中心に分布するグループと重量2.2グラム当たりを中心として分布する少なくとも二つのグループ

があり、銭銘不明銭の中にも階層性が認められることである。非精銭の数は少数だが、それらの生産工程やおそらく需要が一様ではないことを示唆する。これらのことは、非精銭がすでにそれなりの広がりを見せていたにもかかわらず、精銭とはみなしえない銭を選んで抜きとる慣習は15世紀初めまでは普及していなかったとの観測を支持する。

上記の疑問を解くのに重要な情報が、志海苔古銭の構成物の中にもう一つ残されている。それは総重量7キログラムにおよぶ割れ銭の存在である。銭銘4文字のうち1文字分が欠けてしまったもの、2文字分が残ったものなど様態はさまざまである。数世紀の間地中に埋もれていたのであるから、その間に、埋蔵時には完全な銭であったものが破損してしまった、という可能性が全くないとは言えない。しかし中には、割れたというよりは切断したと見た方がよさそうな直線状の断面をもつものもある。通貨不足に陥った社会が、硬貨や紙幣を半分に切って半ペンスなり半ポンドとして使った、という話が古今東西に伝わっていることをわすれてはならないが⁽³⁾、日本中世において円形の銭を切って通貨として使用したという事例は知られていない。そもそも中国でそうであるように、原料不足の条件下で通貨供給を増やそうとするなら、円形と方孔をあくまで保って外枠を切るなり、縮めて鑄なおしたりするものである。日本中世後期もしかり。円形を崩すことは貨幣機能の否定にほかならない。だとする

と、方孔円形を保持せず一文として通用しなくなったものも一緒に埋めていたことになる。つまり、割れ銭の中には通貨以外の機能を期待されて埋められたものがある、と考えてよさそうなのである。

金属原料としての銅銭

ではいかなる役割か。15世紀までに鑄造された中国銭は青銅銭である。16世紀になって嘉靖銭を最初として中国銭は青銅製から真鍮製に代わり、ことに1576年鑄造開始の万曆通宝以降は清朝滅亡にいたるまで基本的に真鍮銭がつづくが、それらの銭が日本にもたらされて流通したことはほとんどない。この転換期、1436年から1575年にかけての時期、明朝は市場で流通したといえるほどの量の銅銭鑄造はおこなっておらず、事実上政府鑄銭の大空白時代となった⁽⁴⁾。たとえ鑄造しようにも従来の規格を維持したなら銅原料価格が高く、当初の万曆銭がそうであったように、欠損を覚悟しなければならなかったのであるが。

しかしながら、鑄造費用が銅銭の額面を上回るという状態ははるか先にさかのぼる。1160年、南宋初期、額面15万貫分の銅銭を鑄造するのに28万貫の費用がかかったとされている⁽⁵⁾。志海苔古銭の年号銭の分布は、他の埋蔵銭のそれとほぼ同様で、北宋銭が大部を占めるのに対して、南宋銭は各年号がそろそろもののその占有率は極めて低い。鑄造費用が高く鑄造量が落ちたことを如実に反映しているのである。北宋期には年産750万斤もの銅供給があったのが、南宋初期の紹興年間（1131 - 1164）の末にはすでに10分の1ほどに落ち込んでいると、南宋期の史料は記す⁽⁶⁾。

ただし、南宋期の産銅がことさらに他の時代と比べて少なかったわけではない。むしろ、直前の北宋期の銅銭大量鑄造が中国史上例外的に増大した銅供給に依っていた

ことに目を向けなければならない。主として硫化銅精錬技術採用により、史上空前の規模で銅生産が盛んになったことによる⁽⁷⁾。広東の峯水場^{しんすいじょう}だけで10万人の鉞夫が従事していると1072年に王安石が言及しているが⁽⁸⁾、1078年にはその広東だけで1,000万斤の銅を宋政府にもたらしたとされる⁽⁹⁾。唐末から中国王朝は、基本的に銅の売買を規制する銅禁政策をとってきたが、短期間ながら、1074年から1085年にかけて銅輸出を認めたほどである⁽¹⁰⁾。元豊年間（1078 - 1085）の年号を鑄込んだ元豊通宝やその前後の熙寧通宝、元祐通宝が東アジア各地からの出土銭の上位に位置するのは、それらの記述が事実を反映していることを証明してくれている。この銅産の発展により、唐代の開元通宝以来の規格を維持しながら、損失をこうむることなく北宋は史上最大規模の銅銭を鑄造することができた。

しかし、開発が容易な範囲での硫化銅の鉞脈はやがて枯渇し、新規の鑄造の費用は額面を上回るようになる。鑄造費用の変化に応じて新鑄の銅銭の額面を高くしたり、あるいは銭の規格を落として対応する政策も試されるが、2文額面の銅銭を通用させるのが限度で、それ以上は奏功しなかった。11世紀前後を通して鑄造された高い品質の1文銅銭がすでに膨大に出回っているのであるから、それらを過低評価させる政策を銅銭保有者たちに受け入れさせることはとてもできなかったのである。南宋が一方で頼ったのは鉄銭の大量の鑄造とそれによる銅銭の代替である。揚子江下流域での鉄銭鑄造は1170年にはじまるが、鉄銭と銅銭の同額面通用の政令は、銅銭をはげしく過低評価させるもので、銅銭の海外への密輸出をもたらす。その主たる輸出先こそ日本であった。やがて南宋、そしてそれを襲った元は、政府紙幣の流通に依存して行財政を

運用することになる。政府紙幣の流通を支えるためにとった元朝による江南などにおける銅銭使用禁止は、金や火薬原料としての硫黄などとの交換を通して、さらに大量の銅銭を日本列島にもたらすことになる⁽¹¹⁾。

ではなぜ、日本は銅銭を輸入したのか。朝廷は当初中国銭使用を禁止しようところみたが、年貢の代銭納が13世紀を通じて広まったように、結果として流入した中国銭が列島各地の金属貨幣使用を促進したことは間違いない。しかし、同時に進行したのは大量の銅銭の金属材料としての使用である。鉛同位体比の調査によって鎌倉の大仏が宋銭を溶かして鑄造されたものであることは否定しようがなくなったが⁽¹²⁾、13世紀から14世紀にかけて増加する寺社の鐘の鑄造は、輸入中国銭を溶かしたものにほかならなかった。各地に残存する多数の鐘の銘文が銅銭を溶かして鑄造したものであることを明記してくれている⁽¹³⁾。中国での銅鐘鑄造と日本の銅鐘鑄造の波が14世紀前半をピークとして同調しているのは、東シナ海の兩岸で起こったことが、元の廢銭政策の影響によるものであることを傍証する⁽¹⁴⁾。

ではなぜ、わざわざ銅銭を輸入して溶解したのか。そもそも、中国史上において銅銭の溶解による銅製器物鑄造は頻繁に起っている。古代に酸化銅鉱脈を枯渇させてしまった日本においても、銅銭溶解は鏡など銅製品製造のための最も経済的な選択であった⁽¹⁵⁾。銅がいかに貴重であったかは、1298年の後伏見天皇即位式の経費一覧で、1キロ930文相当と記録されていることが如実に示してくれている⁽¹⁶⁾。典型的な北宋銭930枚は2,800グラムの銅を含むから、溶解と製錬の費用がよほど高くない限り、寧波^{（ニンポー）}などからの輸送費を含めても十分な利益が見込まれる。中国銭は貨幣とし

てよりも、むしろ安価な金属原料として輸入されたのである。材料としてなのであるから、年号や銭銘などの質の違いは問題にならない。銭銘不明銭も割れ銭も、材料として一緒に埋蔵されたのは当然のことであった。結果として、素材としての価値の高さは、日本各地で銅銭が取引を媒介する手段として普及することを促進したはずである。荘園公領の領主たちが、年貢を素材としても価値がある銅銭での支払いに転換させていくのも合理的な選択であった。だが、15世紀になると状況は一変する。

日本銅の登場と錫の偏在

酸化銅よりもはるかに埋蔵量の多い硫化銅の製錬が日本において可能になるのは、中国におけるより3世紀以上遅れてのことである。周防の長登銅山の遺構調査は、ようやく1400年前後に硫化銅精錬を始めていたことを明らかにしている⁽¹⁷⁾。日本列島内の銅山開発の実態を知らせる史料は乏しいが、日本産銅が15世紀中頃までには中国へ輸出されるほど増産していたことは間違いない。1453 - 54年の遣明船のことと思われる楠葉西忍^{（くすばさいにん）}の回想によると、日本で10貫文の値の1駄の銅を寧波にもっていき日本では50貫文に値する10斤の絹を買う事ができ、大いに利益をなしたとする⁽¹⁸⁾。1駄が120から144キログラムだとすると、銅価格はキロ当たり70から83文ということなる。これを前述の後伏見天皇即位式での銅価格と比べると、キロ当たり930文から10分の1以下の価格に下落したことになる。二つの史料が伝える値を建てる状況は異なるし、銅の質の違いがある可能性も留意すべきであるが、150年ほどを経る間に、銅銭という形態での銅輸入から原銅輸出に転じるほど日本列島内での銅産が増大し、列島における銅価格が大いに下落したことは間違いないであろう。

この銅相場下落によって銅銭の流通に何が起こったのか。それは銅銭の階層化である。原料としての銅価格は下がったが、年貢徴収や土地取引の手段としてすでに定着してしまった古銭の価値は簡単には下がらない。しかし一方で、硫化銅から製錬された安価な銅をもって列島内で鑄造された「新銭」は15世紀半ばから出回りはじめる。さらには、日本銅を原料に中国沿岸部では銅銭の私鑄が盛んになり、1456年には私鑄永楽銭が北京にまで流入するが⁽¹⁹⁾、やがて西日本各地にも到来するようになる。銅価格が高い時期にもたらされた古銭と安価な銅から鑄造された新銭とが競存する状況の下、それらを差別化して秩序づけようとする動きが地域ごとに生じてくる。14世紀までにはなかったこの構造が撰銭を引き起こしたのである。年貢支払いや土地取引に使われる古銭は過高評価され、一方で日常取引に使われる新銭は素材価値に応じた評価をされ、銅銭の階層化が進行していく。東寺関連文書が記す米価は精銭たる古銭建てに違いないが、15世紀後半以降下落していく⁽²⁰⁾。つまりは古銭の相場が高まっていったのである。

列島内の豊富な銅産を背景に中国銭模造が盛んになっていったが、しかし日本は銅を中国に輸出しながらも、中国銅銭の輸入は続けた。精銭としての古銭を模造するのが困難であったからである。つとに市立函館博物館が組織した志海苔古銭の化学分析で明らかにされていたことなのだが、錫の含有量が低いほど銭銘を鮮明に保てない傾向があった⁽²¹⁾。銅産は増大したものの錫を産出しない中世日本は、錫を含む真正の古銭を溶解でもしなければ、安定的に銭銘の鮮明な銭を模造することはできなかったのである。東アジア全体を見回しても、15 - 16世紀当時、錫産地は偏在していて、広西の賀州かマレー半島に供給を仰がねばなら

なかった。それらからの錫と日本からの銅を呼び込んで模造古銭を鑄造する拠点となったのが、倭寇の拠点でもあった漳州^{しょうしゅう}を中心とした福建南部であった⁽²²⁾。顧炎武^{こえんぶ}が集めた漳州府属の漳浦県志は16世紀前半に北宋の元豊通宝、元祐通宝やベトナムの聖元通宝を模鑄していたと記す⁽²³⁾。同地域は、中国国内のみならず、日本やベトナムなどへの「古銭」製造と輸出の基地として機能したのである。

志海苔古銭以後の埋蔵銭

上述の変化は埋蔵銭の在り様に変化をもたらしたのであろうか。知内町出土の涌元古銭の内容は、志海苔古銭の特色をよりはっきりとさせる。現存の涌元古銭は、1042枚だが、志海苔古銭には含まれない永楽通宝が210枚含まれている。志海苔古銭と違い出土状況が不明なことに十分な留意が必要だが、函館近辺出土のこの二つの埋蔵銭はある際立った違いを浮かび上がらせる。涌元古銭はもともと現存の三倍ほどあったとされるので、現存とは違う様態の銭が失われている可能性はあるが、確認できる1042枚の中に、志海苔古銭で銭銘不明と分類されているような銅銭は5枚にとどまる。割れ銭は1枚のみで、しかも破断面が一致していてその一枚の残部に違いない破片もともに保蔵されていたので、埋蔵後の破損である可能性がある。完璧とはいえないが、ある程度の選択がなされて銭銘が鮮明で銭形が整ったものがもっぱら残って伝来したと考えてよさそうである。

さらに重要なことは、函館工業高等専門学校・埋蔵文化財研究会による涌元古銭中の永楽通宝6枚の金属組成分析は、登録47番のものが銅成分99.8%のほぼ純銅の組成であることを明らかにした。当該銭は銭銘が他の永楽銭と比べて不鮮明で、ことに「寶」の字がつぶれている。錫を17.84%

含む同48番の永楽通宝と比べると違いは明らかである⁽²⁴⁾。同様のものは茨城県東海村の村松白根遺跡からも出土している。M2616と登録された永楽銭の成分比は銅94.7%、錫0.7%であり、しかも鉛の同位体比は日本産であることを示唆している。銭銘はやはり「寶」字がことに不鮮明である。同遺跡は15世紀後半のものとされている⁽²⁵⁾。

同じ知内町の上^{じようらい}雷神社近くで出土されたとされる上雷古銭107枚(うち永楽通宝15枚)も無文銭が1枚含まれているのみで、その無文銭の金属組成はほぼ純銅である。さらに代表的な北宋銭であるはずの元豊銭、元祐銭にもほぼ純銅の組成のものがそれぞれ1枚含まれていることに着目すべきであろう⁽²⁶⁾。涌元古銭、上雷古銭ともに列島内での模造と思われる純銅に近い模鑄銭をごくわずかに含んでいることが、列島内模鑄銭の相対的な稀少さを示すのか、それとも撰銭により多くの非精銭が抜かれた結果と考えるべきなのは、他の事例との比較を待たねばならない。

模造古銭の時代

中国古銭の模造とその流通は日本列島のみではなく、すでに福建南部の事例を紹介したように、中国大陆でより大々的にみられた。たとえば、16世紀、明朝の副都である南京とその周辺では開元通宝がもっぱら流通していた。1579年に刊行された南京に近い江浦県の県志は、1576年から鑄造される万曆通宝が流通する以前の通貨流通を以下のように振り返っている。

洪武年間(1368 - 1398)は紙幣と古銭が並行して流通していた。紙幣が廃れてからは歴代の銭と開元銭を交えて使用していたが、嘉靖年間(1522 - 1566)以降は開元銭ばかりが流通するようになった。滁、和と六合では肉厚で周郭が立派なものが

出回っていて、江浦ではその次の質のものが、浦子口ではさらに次の質のものが流通していたが、南京でははなはだ軽小なものが流通した⁽²⁷⁾。

歴代の古銭と「開元銭」を区別して記述しており、当時の人々もそれら「開元通宝」の銭銘をもつ銅銭を、唐代からの古銭とは見なしていなかったようである。地域ごとに模造の質が異なるのは、通貨需給の逼迫の度合いを反映したものであろう。重要なのは、見た目に立派な模造開元銭も存在していたことで、外見の美しさが政府鑄造の銅銭であることを必ずしも保証しないことを物語っている。さて、この叙述、銭を撰ぶという表現を使っているが、地域ごとに通用する様態の銅銭を撰んでいたことをつたえてくれている。時期は少し遅れるが、明末清初の大儒、顧炎武(1613 - 1682)は幼少のころ故郷の昆山^{こんざん}県では南宋年号の銅銭ばかり流通していたと回顧している⁽²⁸⁾。同じ江南にあっても県ごとに異なる「古銭」の選好を形成していたのである。

事実上の政府鑄造の停止、そして模造古銭の盛行、という状況を考えるなら、15世紀以降の遺構について「最新」銭の年号だけをもって年代比定をすることには可能な限り慎重でなければならない。もちろん「最新」銭の年代をもって遺構の上限比定はできるが、下限比定にはおよそ役に立たないのである。例えば涌元古銭のように宣徳通宝が最新銭の事例は多く、日本の貨幣考古学においては第6期と分類されている⁽²⁹⁾。そうした場合、遺構の年代の上限を1430年代に比定することは当然できるものの、宣徳以降の銭がないからといって、下限をも15世紀中頃などと比定するわけにはいかない。「最新」銭は、それらを入れた器材など他の出土物の年代観とあわせて考察してのみ有効となる。同時代の中国で、およそ

1430年代から以降、新しい青銅製の年号銭はほぼ鑄造されず、1490年代あたりから1570年代までは明銭の流通がほぼ消えていたことに留意しておかねばならない⁽³⁰⁾。

中世後期の東アジアの人々にとっては、「古銭」が真正の古銭であるかどうかは問題にならなかった。現地の日常売買に資する通用銭と、蓄蔵、高額取引と納税、隔地決済に有効な基準銭とを差別化する認識を、地域ごとの状況に応じて、共有できるかどうかが肝要だったのである。出土した銭の外見の美麗さだけをもって、現代人がそれらを政府鑄造銭とみなすのであれば、それは当時の人々の常識からはかなりかけ離れた判断であるといわざるをえない。

結び

冒頭にかかげた、14世紀以前と15世紀以後の銅銭に対する日本社会の在り方の違いを問題提起した松延康隆は、前者において米・絹布といった貨幣機能を銅銭が統合する過程が進行し、後者において実需から離れて記号化した富としての銅銭が普遍化する、と観念上の転換を論じた⁽³¹⁾。本稿の視点からすると、14世紀まで米・絹布とおなじように銅銭も金属素材としても有用な商品貨幣として機能していたのだが、15世紀以降列島内での銅生産再開とともに、銅素材の廉価を反映した通用銭と旧来の価値を保持する基準銭としての「古銭」との乖離が生じ、その結果地域ごとに撰銭という行為を通しての調整が必要になった、ということになる。人々の富の観念の方ではなく、銅銭そのものの機能が変化したのである。しかも、廉価で大量の日本銅の登場は、日本列島だけではなく、東アジア規模で基準銭と通用銭の地域ごとの差別化という現象をもたらした⁽³²⁾。志海苔古銭は、前者の時期を代表する最大級の埋蔵銭なのである。

謝辞

志海苔古銭の調査において市立函館博物館の佐藤智雄氏、涌元古銭の調査において函館工業高等専門学校の中村和之氏、高橋直樹氏の協力と示唆を得た。記して謝意を表したい。本稿は日本学術振興会科学研究費基盤研究B「世界史における交換の多様性と貨幣の多元性についての国際共同研究」 課題番号19H01510（研究代表者 黒田明伸）の成果の一部である。

註

- (1) 松延 1989年 178頁
- (2) 田原 2004年 11頁
- (3) 人類学者マリノフスキーは20世紀初期のメキシコ高地の市場で、現地の取引の規模に適した小額通貨の不足に悩む現地の人々が最小額面の1セント銅貨を半分に裁断して使っていることを記録している。Malinowski, 1982, pp. 144-5.
- (4) Kuroda, 2024.
- (5) 『建炎以来朝野雜記』甲集 北京 中華書店 2000年 357頁
- (6) 同上 354頁
- (7) 夏 ほか 1980年 256-257頁
- (8) 『統資治通鑑長編』北京 中華書局巻240 5866頁
- (9) 日野 1934年 109頁
- (10) 宮澤 2007年 208頁
- (11) 大田 1995年、Kuroda, 2024.
- (12) 平尾 2008年
- (13) 坪井 1972年 111-112. 126. 137. 186. 200頁
- (14) 黒田 2014年
- (15) 京都での銅鏡生産については、東 2007年 参照
- (16) 「永仁御即位用途」『群書類従』続群書類従完成会 1979年 巻7 94頁
この重要な資料を、新井 2000年により知った。著者の金属材料からの観点からの数々

の指摘は示唆に富む。

- (17) 池田 2015年 83.144.157頁
- (18) 『大乘院寺社雑事記』 臨川書院 1978年 巻7 237頁
- (19) 『明実録』 英宗 巻268 3B-4A
- (20) 百瀬 1957年 64-68頁
- (21) 『函館志海苔古銭』 市立函館博物館 1973年 29-31頁
- (22) Kuroda, 2024.
- (23) 顧炎武『天下郡国利病書』 京都 中文出版社 1975年 下 120B
- (24) 中村 ほか 2009年
- (25) 茨城県教育財団『村松白根遺跡 I 下』 2005年 527.533頁、斎藤 2005年
- (26) 中村 ほか 2020年
- (27) 『江浦縣志』(万暦) 巻6 49B-50A
- (28) 顧炎武『日知錄集釋』黃如成集釋 上海 上海古籍出版社 1984年 上 29AB
- (29) 櫻木 2016年 44-45頁
- (30) 黒田 2020年 263-277頁
- (31) 松延 1989年 206頁
- (32) Kuroda, 2024.

参考文献

東洋一「渡来銭と真土：鑄造環境からみた七条町、八条院町の立地条件」『京都市埋蔵文化財研究所紀要』10 2007年 74-76頁

新井宏「鎌倉大仏と宋銭」『BOUNDARY』2000年4月

池田善文『長登銅山跡—長門に眠る日本最古の古代銅山』 同成社 2015年

大田由紀夫「12-15世紀初頭東アジアにおける銅銭の流布—日本と中国を中心として」『社会経済史学』61巻2号 1995年 20-48頁

夏湘蓉・李仲均・王根元『中国古代鋳業開発史』 北京 地質出版社 1980年

黒田明伸「唯「錫」史観—なぜ精銭を供給しつづけられなかったのか」 飯沼賢治・平尾良光・村井章介編『大航海時代の日本と金属交易』 思文閣出版 2014年 18-20頁

黒田明伸『貨幣システムの世界史』 岩波現代文

庫 2020年

斎藤努「村松白根遺跡出土枝銭・銅銭の化学分析」『村松白根遺跡 I 下』 2005年 576-578頁

櫻木晋一『貨幣考古学の世界』 ニューサイエンス社 2016年

田原良信「再考 志海苔古銭と志海苔館」『市立函館博物館研究紀要』14 2004年 9-20頁

坪井良平『日本古鐘銘集成』 角川書房 1972年

中村知之・高橋直樹・高村耕平・高橋大翼・渡邊恵太・千葉元気「知内町涌元古銭の調査 第1報」2009年

<http://www.maibun.org/news/2009/200905.pdf>

中村知之・高橋豊彦・高橋直樹「北海道知内町の上雷地区より出土した古銭について」『東ユーラシアにおける貨幣考古学の確立を目指した考古学的研究』 日本学術振興会科学研究費補助金 基盤研究(B) 課題番号16H03512 (研究代表者 三宅俊彦) 2020年、15-24頁

日野開三郎「北宋時代における銅・鉄の産出額に就いて」『東洋学報』22.1 1934年 100-159頁

平尾良光「鎌倉大仏の素材は中国銭」 Isotope News 656 2008年 22-25頁

松延康隆「銭と貨幣の観念：鎌倉期における貨幣機能の変化について」『列島の文化史6』 1989年 177-210頁

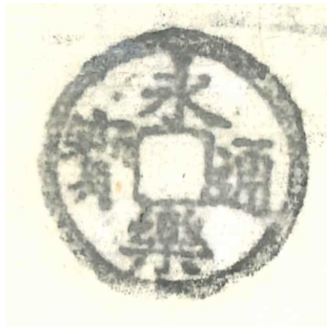
宮澤知之『中国銅銭の世界』 2007年

百瀬今朝雄「室町時代における米価表—東寺関係の場合」『史学雑誌』66.1 1957年 58-70頁

Kuroda, Akinobu. 'Old Chinese Coins in Medieval Japan,' Harvard Journal of Asiatic Studies 84.1, 2024 (scheduled to publish) https://www.academia.edu/69338033/Old_Chinese_Coins_in_Medieval_Japan

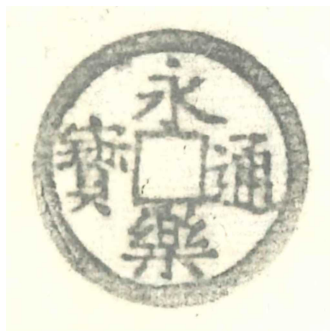
Malikowski, Bronislaw and de la Fuente, Julio. Malikowski in Mexico: The Economics of a Mexican Market System, edited by Susan Drucker-Brown. London: Routledge & Kegan Paul. 1982

(東京大学東洋文化研究所)



涌元古錢 47番

函館工業高等専門学校・埋蔵文化財研究会提供



涌元古錢 48番

函館工業高等専門学校・埋蔵文化財研究会提供

「蝦夷絵」について — もうひとつの「蝦夷絵」 —

奥 野 進

はじめに

市立函館博物館が所蔵するアイヌ絵⁽¹⁾の全容については、すでに本研究紀要第30号（2020年3月）の拙稿「アイヌ絵粉本考」のなかで、市立函館博物館所蔵アイヌ絵一覧として紹介した。同稿では、特に「粉本」⁽²⁾と呼ばれる資料を中心として、新たに確認できた事項等を紹介したが、本稿では、特に小玉貞良「蝦夷絵」を取り上げることとしたい。

「蝦夷絵」は、2017年（平成29）に当館に寄贈された資料で（寄贈される前から当館に寄託されていた）、児玉作左衛門が収集したいわゆる「児玉コレクション」⁽³⁾に含まれていたアイヌ絵のひとつである。同資料については、すでに五十嵐聡美⁽⁴⁾、新明英仁⁽⁵⁾等の諸氏の論考で、アイヌ絵師の魁ともいえる小玉貞良⁽⁶⁾の代表的な作品のひとつとして紹介されており、アイヌ絵の中では、よく知られた作品である。

本資料は、紙本着色の卷子本で、表装には蝦夷錦⁽⁷⁾が用いられている。巻末に、「竜斎貞良筆」、白文方印「龍圓斎」・「小玉氏」の落款がある。最初に蝦夷錦、レタラペ（草皮衣）、アットウシ（樹皮衣）などのアイヌの衣服、次いでエムシ（太刀）やク（弓）、オプ（槍）、シントコ（行器）などの器物が描かれ、その後、穴熊狩り、イオマンテ（熊送り）、ストウ打ち、タコ漁が描かれている。

木箱に収められており、蓋の表面には「蝦夷絵」の墨書き、箱側面に付された紙ラベルには「蝦夷絵巻 一誠堂 42. 4月」の記

載がある。箱に付されたラベルの記載から、児玉作左衛門が1967年（昭和42）に札幌にあった古書店一誠堂から購入したらしいことまでは分かるが、それ以前の履歴については、資料やその付属品、周辺情報から読み取ることはできない。

しかし、調査を進める中で、同時に受け入れた「児玉コレクション」のなかに、もうひとつの「蝦夷絵」ともいえるべき写本が含まれていることが判明した。以下、本稿では、この写本に記された事項をもとに、2つの「蝦夷絵」について紹介することとしたい。

もうひとつの「蝦夷絵」

このもうひとつの「蝦夷絵」とも呼べる作品は、紙本着色の卷子本で、木箱に収められている。木箱の上蓋には「蝦夷風俗圖」の墨書きがあり、さらに「『蝦夷国風図絵』と同じ」と書かれた紙片が付されている。また、箱側面には「寛政丁巳 九年 蝦夷風俗圖 尾張 鈴木朗」、箱の蓋裏には「寛政九年、丁巳、一七九七年 季冬 蝦夷風俗図 尾張 鈴木朗命名、原図 松前侯府」の紙ラベルがそれぞれ付されている。

表題こそ「蝦夷風俗圖」となっているが、比較して見れば一目で、「蝦夷絵」と同じ場面構成・順序の絵巻であることがわかる。（両資料については本稿末の資料写真参照）。

2つの作品を細かく見てみると、絵師の力量や描き方、画材等による違いはあるものの、細かな器物の種類や個数、位置に至



良質の写本とされる「蝦夷島奇観 乾」(函館市中央図書館)と「蝦夷島奇観」(市立函館博物館)のタプカル(踏舞)部分 写本同士の比較だが、左は様々な種類の衣裳が表現され、東京国立博物館所蔵の原本に近いが、右はアットウシの割合が多くなり、全体的な描写も簡素化されている。

るまで全く同じであることがわかる。

アイヌ絵においては、先行する作品の模倣が多く用いられるとともに、同一作者の作品においても、残された複数の作品比較から、定型的な画題や構図などが多用されることが指摘されている。これは、本資料のような卷子本や折本に仕立てられてた絵巻の場合でも同様だが、今回の2つの蝦夷絵のように細部までも全く一致することは珍しいのではないだろうか。

例えば、最も写本が多く伝来すると思われる「蝦夷島奇観」⁽⁸⁾においては、その写本を見ると、いわゆる写し崩れのほか、描かれた場面の順序などが異なったり、人物の人数、器物の配置や衣服の種類などに、意図的な追加や削除、再編集が加えられていることが多い。

その点でいえば、この2つの蝦夷絵は、その内容がまったく同じという点から、極めて近い関係性を示すものと見るができる。「蝦夷風俗圖」の巻末には識語が付されているので翻刻・訓読・現代語訳を紹介したい⁽⁹⁾。

【訓読】

右蝦夷風俗図一卷。藩の中山君玄容人を
 傭ひ摸して之を蔵する所なり。其の原図、
 蓋し松前侯の府に於て成らむ。至今以て

図僅かに二三傳。則ち其れ良にして信なる
 は宜なり。蝦夷、白石先生之が志を為す^(自)より、
 元文中に江戸某人蝦夷随筆を著すに至る。
 或ひは北海随筆と云ふ。近くは仙台林子平、
 二書に因りて図説を作す。皆な詳かな
 なるかな其の之れを言ふや。嘗て試みに
 三書を右にし此の巻を左にして参伍考覽
 す。時に小しき齟齬有ると雖も、則ち其
 の蝦夷の形勢・風物・性能に於ては宜しく
 好むべし。安習して思ひ半ばを過ぐ。此の
 巻無題無説なり。朗曰く、説くところ則ち
 三書を該ぬ。題するに宜しく蝦夷風俗と云
 ふべしと。

寛政丁巳季冬 尾張鈴木朗識す

【現代語訳】

右の『蝦夷風俗図』一卷は（我が）藩の中山君玄容が人を雇って摸写して所蔵していたものである。原図は思うに松前侯の下で成立したものであろう。以来、この図は僅かに二・三鋪^⑦のみ（が存在する）。それゆえ図は良好にして信頼があると言える。蝦夷については、新井白石先生が『蝦夷志』を作成し、元文年中に江戸の某人が『蝦夷随筆』を著述するに至った。（この書は）あるいは『北海随筆』とも言う。最近では仙台の林子平がこの二つの書物を参照に図説を作成した。皆極めて詳細である。以前、

【翻刻・訓点】

右蝦夷風俗圖一卷。藩中山君玄容所倩^{ナリヤトヒ}人^ヲ摸^{シテ}而^{スル}藏^レ之^ヲ。其原圖、盖成^{シラム}於^テ松前侯府^ニ。以^テ至今^ニ圖僅^{カニ}二三傳^フ。則其良^{チレニシテ}而信^{シンナル}者^ハ宜^ス矣。蝦夷、自^{ヨリ}白石先生為^ス之志^{ガヲ}、至^ル元文中江戶某人著^{スニ}蝦夷隨筆。或云北海隨筆。近仙臺林子平、因^{リテ}二書作^{ニス}圖說。皆詳^{カナル}哉其言之也^③。嘗試^{テミ}右^{ニシ}三書^ヲ左^{ニシテ}此卷^{ノヲ}參伍^{サンゴ}考覽^ス。雖^モ時有^{ニルト}小齟齬^ス、則其於^{チノテハ}蝦夷形勢風物性能^{ニシク}互^{ナリ}好^ム。安習思過^{シテヒグババ}半^⑤焉。此卷無題無說。朗曰、説^{クトコロ}則談^{チカヌ}於^ス三書^ヲ矣。題^{スルニシク}宜^フ云^{ベト}蝦夷風俗^ト。寛政丁巳季冬 尾張鈴木朗識^{ベト}

- ① 「倩」の異体字。
- ② 絵図を数える際の「鋪^ふ」。「鋪」は「敷」や「傳」と通用（『大漢和辞典』）。
- ③ 『史記』管晏列伝「詳哉其言之也」。文飾として参看したか。
- ④ 互いに入りまじること。ともに加わること。また、互いに入れかわること。錯雑（『日本国語大辞典』「参伍」）。『易经』繫辞上「参伍以変、錯綜其数」。
- ⑤ 『易经』繫辞下「知者觀其象辞。則思過半矣」。「考えて得るところが多い」「なるほどと悟る」の意。
- ⑥ 「該」の異体字。訓読み「かぬ」「そなふ」。
- ⑦ 「傳」を改めた。

試みに三つの書籍を右に置き、『蝦夷風俗図』を左に置いて互いに比較し検討した。所々にわずかな齟齬が有ったが、記されている蝦夷の形勢・風物・性能についてはこの図を良しとすべきである。安心して（蝦夷について）知ることができ、考えて得るところが多い。この巻には題も識語も無かった。朗（自分）は「（本図が）説明している内容は（先の）三書のものを兼ね備えている。題は『蝦夷風俗』とすると良いだろう」と言った。

寛政^{〔9年、西暦1797年〕}丁巳季冬 尾張の鈴木^{〔腹〕}朗 識す

【凡例】

- ・翻刻文中の字形は可能な限り底本の字形に近づけた。また、必要に応じて訓点・ふりがな・注を付した。
- ・訓読文中の字形は現在通行の字形に改め、約物（中黒）を加えた。また、助詞・助動詞はひらがなにした。
- ・現代語訳の文中には読解の便のため、括弧を付した上で語や文を補った。

まずは、名前が確認できる2人の人物について確認したい。2人は、ともに尾張藩士で、藩政にその名を残しており、ある程度の人物像を知ることができる。

1人目は、冒頭に見える中山玄容である。中山玄容（和清、初名は清寛、通称は七大夫 1765年～1829年）は、尾張藩士で1781年（天明元）に御側小姓、翌年に御部屋小姓に進み江戸詰を命じられるが、1785年（天明5）に尾張へ戻って普請組寄合となった。尾張藩士近松茂矩・茂武親子のもとで、一全流披甲鎧勝と長沼流兵法を修め、尾張藩士大井家のもとで、短最流砲術も学んだ。1804年（文化元）には、武術師範として教場を開いて、多くの藩士がその門下で学んだ。また、1798年（寛政10）には「異国船漂流見分加役」なども務め、「尾藩外史略稿」、「諸士伝略稿」などの著書を残している。

幼少期に文武を志したが、家が貧しく書を買えなかったため、尾張藩士・国学者の河村秀穎（1718年～1783年）の知遇を得て、

蔵書の貸し出しを受けて、勉学に励んだ。

「十歳にして既に和漢の書一万余巻」を読み、秀頼が「他日必ず大成せん」と評したという⁽¹⁰⁾。河村秀頼は、書物奉行も務め、父から引き継いだ蔵書に自らの蔵書を加えた数万巻の「文会書庫」を設立し、求めに応じて公開したことでも知られる人物である⁽¹¹⁾。

もう1人は、文末のに見える、本資料に識語を付した鈴木朗である。鈴木^{はなれや} 1764年～1837年)は尾張藩の儒学者・国学者で、幼少期は家業の医術を学んだが、後に儒学を志し「十五にして既に一家を成し、諸名士の中に列す」るほどであった。国学にも興味を示し、1792年(寛政4)には、本居宣長の門下に入っている。

1795年(寛政7)に御近習組同心として出仕し、当初から藩校明倫堂の記録員を務め、1804年(文化元)には記録所書役並、1806年(文化3)には本役となっている。1821年(文政4)には藩の儒者に抜擢され、1833年(天保4)、明倫堂の教授並に起用され、国学を教授した。「言語四種論」「雅語音声考」「活語断続譜」などを著し、国語学で大きな業績を残した人物として知られる⁽¹²⁾。

「寛政丁巳季冬」の記載から、鈴木^{はなれや}が識語を付したのが、1797年(寛政9)の冬であることが確認できる。元となった蝦夷絵が小玉貞良の活動期、宝暦年間(1751～1764年)に成ったとすると、少なくともこの識語はおおよそ約35～45年後に書かれたものとなる。また、これにより、蝦夷絵は少なくとも、1797年(寛政9)には現在と同様の順序、内容であったことになる。

1797年(寛政9)は、鈴木^{はなれや}が藩に出仕した2年後で、中山玄容との直接的な関係は不明だが、ともに藩士として同時代を生きていた。御近習組同心(1799年・寛政11

に御手筒組同心に改称)は、鉄砲足軽であり、藩主の外出に際して随行して御手筒を預かった。鈴木^{はなれや}も、射撃の腕を磨く必要もあり、短最流砲術を修め、後に武術師範として教場を開いた中山玄容とのつながりがあったのかも知れない⁽¹³⁾。

識語に「中山君玄容が人を雇って摸写して所蔵していたものである。原図は思うに松前侯の下で成立したものであろう」とある通り、本資料は中山玄容が模写させ、所蔵していたもので、その「原図」は「松前侯府」つまり「松前侯の下で成立したものであろう」と推察している。原図はいうまでもなく、今回取り上げた貞良の落款のある蝦夷絵であり、その蝦夷絵は「松前侯」の下で作成されたものではないか、としている。

「府」は①役所、官省、②みやこ、まち、③やしき、貴人の邸宅」などの意味を持つが⁽¹⁴⁾、この場合は、「松前藩主のいるまち」＝松前という地域、もしくは「松前藩主のいる役所」と取ることができるのではないだろうか。

鈴木^{はなれや}は、続けて蝦夷については、「蝦夷志」⁽¹⁵⁾や「北海随筆」(「蝦夷随筆」)⁽¹⁶⁾などがある。最近は林子平がこの2書によって図(「三国通覧図説」のことか)⁽¹⁷⁾を著した。かつてこれらの3書とこの巻物を比べて見たところ、この絵巻は小さな違いはあるとはいえ蝦夷地の情報を伝える分かりやすい良書であると述べている。

「蝦夷志」や「北海随筆」、「三国通覧図説」など、当時流布していた文献に目を通し、蝦夷地の情報に精通していたことも伺える。鈴木^{はなれや}については、国学者として名をはせたが、いわゆる博識の学者であり、様々な分野にも興味を示していた。

実際、残されていた蔵書目録を見ると、蔵書に対してごくわずかではあるが、「蝦夷騒動一件取計始末覚」「蝦夷道しるべ」

などを所蔵していた。さらに、鈴木胤の編著作、「離屋見聞録」（編著）の解題には「松前若狭守殿へ従公義仰出しの書付（文化四年）」「文化四卯六月ヲロシヤ船蝦夷地ニ懸り居生捕候日本人江為差越候書翰之写」「松前殿へ（文政四辛巳嚴冬）お沙汰書」などが見える。同様に、「離屋先生文抄」にも「跋蝦夷風俗図」「題蝦夷隨筆」といった蝦夷地に関する記載がある⁽¹⁸⁾。「離屋先生文抄」（写）⁽¹⁹⁾は、国立国会図書館が所蔵しているため、改めて内容を確認したが、「跋蝦夷風俗図」は今回取り上げた識語と同一のものであった。

寛政期は、クナシリ・メナシの戦い（1789年・寛政元）やラクスマンの来航（1792年・寛政4）などが相次ぎ、松前藩の対アイヌ政策のほころびやロシアの南下政策の脅威など、幕府が国防上の脅威を痛感する事件が続発した時期である。

その後、幕府は1799年（寛政11）に東蝦夷地を、1807年（文化4）に西蝦夷地を直轄地として直接支配したが、この一連の流れのなかで、蝦夷地が一層注目を集め、各藩がその情報の入手を試みたことは、想像に難くない⁽²⁰⁾。

尾張藩と蝦夷地の関係性に目を向けてみると、1787年（天明7）から1793年（寛政5）まで老中として、幕府の中で大きな役割を果たした松平定信は、政策の決定にあたって、常に將軍徳川家斉を輩出した一橋家（当時の当主は家斉の実父治済）と尾張徳川家をはじめとした徳川御三家（尾張のほか紀州、水戸）に伺いをたてていたことが知られるが⁽²¹⁾、老中に就任した1787年に、尾張徳川家の当主徳川宗睦⁽²²⁾に会い、人事に加え、蝦夷地政策などを含む17項目を相談していた⁽²³⁾。その他にも、宗睦に対しては、蝦夷地政策にかかる伺いが度々立てられており、尾張藩が蝦夷地の情報を共有していたと見ることができる⁽²⁴⁾。

これまで見てきた通り、「蝦夷風俗図」を模写させ、所持していたのは中山玄容で、識語を付したのは鈴木胤である。

履歴からは中山玄容が蝦夷地を訪れた記録は確認できず、当然どこからか原本を借りて、写本を作らせたはずで、中山自身が原本にまつわる何らかの情報を得ていたものと考えられる。そして、ともに尾張藩に仕えていた鈴木胤が識語を付した。

では、いったい中山玄容はどこで蝦夷絵を写す機会を得たのか。「其原圖盖成於松前侯府」の記載は、蝦夷絵が、その内容から一般的に松前で描かれたとの推量に基づく可能性もある。しかし、これまで見てきた周辺情報から考えると、鈴木胤が中山玄容から原本の情報「誰のものを」「どこで写したのか」を得たうえで記した、とも考えることもできる。その場合は、識語が書かれた時には、写本には、松前藩もしくは松前侯にかかわる情報が付随していたのではないだろうか。

あらためて「蝦夷絵」を見てみると、①小玉貞良の署名がある原本であること、②装丁に希少な「蝦夷錦」が使用されていることなどから、アイヌ絵の中でも特別な位置づけにあったと見ることもできる。松前藩の所蔵本を示す蔵書目録などの資料は見つかっておらず⁽²⁵⁾、他の情報もないため、現状ではこれ以上確認する術はないが、原図たる「蝦夷絵」には、松前藩が関わっていた可能性も残るのではないだろうか⁽²⁶⁾。

松前藩もしくは松前藩関係者との関わりについては、本稿ではその可能性への言及にとどめるが、同藩の江戸での活動についても留意する必要があるからである。例えば、有名な「夷酋列像」については、多くの写本が残されているが、平戸藩主松浦静山は、1796年（寛政8）当時の松前藩一の顕学、松前広長を通じて江戸で同本を借り

受けて写本を制作させている⁽²⁷⁾。

中山玄容は、1781年（天明元）に藩主宗睦の小姓を務め、1785年（天明5）に名古屋に帰るまで江戸に留まっているし⁽²⁸⁾、鈴木胤もまた、1798年（寛政8）3月から翌年3月までの1年間、江戸詰めを経験していることが確認できる⁽²⁹⁾。鈴木胤は、識語を書いた1797年（寛政9）の3月までは、江戸にいたことになるのである。

現在までのところ、一部の例外を除き、アイヌ絵については、原本にのみが注目されることが多く、写本との比較研究の必要性については指摘されているもの⁽³⁰⁾、十分にはなされていない。

あまりに多くの写本が存在し、所在地が海外や全国各地にまたがっていることなどから、その把握が困難なこともあるが、今回のような詞書が付された写本もあり、それらの伝写関係から判明することもあるのではないかと考えられる。

本稿の執筆にあたっては、識語の翻刻・訓読・現代語訳を引き受けていただいた北海道教育大学釧路校講師（非常勤）竹ヶ原康弘氏、また同氏との橋渡しには函館工業高等専門学校名誉教授中村和之氏から多大なるご助力を得ました。この場を借りてあらためて御礼申し上げます。

注

- （1）本稿では、アイヌが描かれた絵の呼称として「アイヌ絵」を用いた。
- （2）絵の下書や参考とした模写のこと。
- （3）児玉コレクションについては、大矢京右「児玉コレクションの収集過程とその周辺」（「市立函館博物館研究紀要」第27号 2017年）が詳しい。
- （4）「アイヌ絵巻探訪」北海道新聞社 2003年、「松前に生きた風俗絵師—小玉貞良について」

（「紀要」1990 北海道立近代美術館等）、「小玉貞良『蝦夷風俗画卷』について」（「紀要」1991）、「〈蝦夷国漁場風俗図巻〉について」（「紀要」2009）

- （5）『アイヌ風俗画』の研究—近世北海道におけるアイヌと美術— 中西出版 2011年
- （6）宝暦年間に松前で活動したことが確認されている。貞良以前にもアイヌが描かれることはあったが想像の域をでるものではなかったため、最初の本格的なアイヌ絵師といわれる。アイヌ絵のほか、松前・江差屏風などの作品が残されている。
- （7）中国の江南地方で作られた絹織物で、もともとは龍 袍、蟒袍と呼ばれる清朝の役人の官服で、朝貢の見返りとして異民族に下賜したもの。江戸時代に、松前藩はアイヌを通じて入手し、幕府や大名、旗本への進物とした。官服のほか、打敷、袱紗、袷袢などの形で残されている。
- （8）村上島之丞（秦檜丸）によるアイヌ風俗絵巻。儀礼や器物などのアイヌ風俗が描かれ、解説が付されている。1798年（寛政10）から度々蝦夷地を訪れてまとめられたもので、内容が客観的であり、多くの写本が伝来する。
- （9）資料の翻刻・訓読・現代語訳は、竹ヶ原康弘氏（北海道教育大学釧路校講師（非常勤））によるものである。
- （10）「名古屋市史」人物編2 名古屋市役所 1934年 78頁～80頁、長屋隆幸「幕末尾張藩士中山家における家芸たる武術の位置付け」（「愛知大学総合郷土研究所紀要」第58輯 2013年）
- （11）「三百藩家臣人名事典」第4巻 新人物往来社 1988年
- （12）前出「名古屋市史」人物編2 121頁～124頁、「鈴木胤 百三十年忌記念」鈴木胤顕彰会 1967年
- （13）前出「鈴木胤 百三十年忌記念」
- （14）「広漢和辞典」上巻 諸橋徹次ほか 大修館書店 1981年
- （15）新井白石が1720年（享保5）にまとめた、

蝦夷地に関する初の本格的な地誌。地理や風俗、産物などを記し、アイヌや器物などを描いた挿絵も収録されている。

- (16) 幕府から金山開発の命をうけて調査にあたった坂倉源次郎が、1739年（元文4）に著した書籍。松前の産物・地理、アイヌの風俗・言語などを記す。「蝦夷随筆」とも伝えられる。
- (17) 1785年（天明5）、仙台の林子平が著した地誌。日本に隣接する三国（朝鮮・琉球・蝦夷と小笠原諸島）の地理・風俗などが挿絵・付図付で紹介される。1791年（寛政3）幕府により、「海国兵談」とともに発禁・版本没収とされた。
- (18) 前出「鈴木胤 百三十年忌記念」。鈴木胤の著作や蔵書は後年、子孫が市立名古屋図書館（鶴舞図書館）に寄贈し、同館に収められたが（鈴木文庫（鈴木胤遺蔵書））、1945年（昭和20）3月19日の空襲により焼失したため、現存しない。本書で紹介されている情報の多くは目録のみである。
- (19) 「離屋先生文抄 6巻」笠亭仙果編。笠亭仙果は鈴木胤門下の高橋広道（1804年～1868年）のこと。
- (20) 例えば、アイヌを描いた絵としては最も有名な絵のひとつ「夷酋列像」が成立したのは1790年（寛政2）であり、様々な写本が残されている。夷酋列像をめぐるつながりについては、「夷酋列像 蝦夷地イメージをめぐる人・物・世界」（「夷酋列像」展実行委員会・北海道新聞社 2015年）で、写本の系統整理が試みられている。
- (21) 「岩波講座日本歴史」第12巻 岩波書店 1976年（「寛政改革」竹内誠）
- (22) 1733年～1799年。尾張藩9代藩主、1761年（宝暦11）～1799年（寛政11）まで藩主をつとめ、新田開発や殖産興業政策などの藩政改革を行った。藩校明倫堂を創設して藩の教育普及にも努めた。
- (23) 前出「岩波講座日本歴史」第12巻

- (24) 岩崎奈緒子「寛政改革期の蝦夷地政策」（「史林」第97巻第4号） 史学研究会 2014年
- (25) 久保泰氏（松前城資料館、元松前町教育委員会）のご教示による。
- (26) 小玉貞良と松前藩の関わりについては、すでに五十嵐聡美氏も示唆している（「小玉貞良『蝦夷風俗画卷』について」（「紀要」1991）
- (27) 永田富智「松前絵師 蠣崎波響伝」北海道新聞社 1988年。松前広長（1738年～1801年）は藩主松前邦広の5男。1782年（天明2）から1786年まで家老を勤めた。藩関係史料を集成して地理や歴史などをまとめ、「福山秘府」（1780年）や「松前志」（1781）を編さんしたことでも知られる。「夷酋列像」の序文や「夷酋列像附録」も広長の手によるもの。
- (28) 「名古屋市史」人物編2 名古屋市役所 1934年 78頁～80頁
- (29) 前出「鈴木胤 百三十年忌記念」、1800年（寛政12）3月から1801年（享和元）3月にも江戸詰めを命じられている。
- (30) 五十嵐聡美「小玉貞良『蝦夷風俗画卷』について」（「紀要」1991）

参考文献

- 「描かれたアイヌ 市立函館博物館所蔵資料に見るアイヌの姿」市立函館博物館 2018年
- 奥野進「アイヌ絵粉本考」（市立函館博物館研究紀要）第30号 2020年）
- 佐々木史郎「北方から来た交易民 絹と毛皮とサントアン人」NHKブックス 1996年
- 「蝦夷錦と北方交易 改訂版」青森県立郷土館 2004年
- 小田寛貴・中村和之「加速器質量分析法による蝦夷錦の放射性炭素年代測定—北東アジアのシルクロード」の起源を求めて—」（「考古学と自然科学」第75号 日本文化財科学会 2018年）

（市立函館博物館学芸員）

「蝦夷絵」と「蝦夷風俗図」



「蝦夷絵」(K-H13-0446) (1)



「蝦夷風俗図」(K-H13-0445) (1)



「蝦夷絵」(2)



「蝦夷風俗図」(2)



「蝦夷絵」(3)



「蝦夷風俗図」(3)



「蝦夷絵」(4)



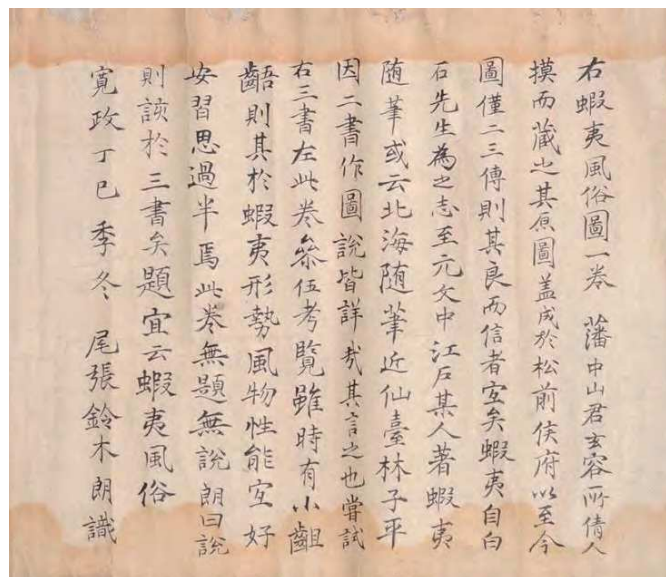
「蝦夷風俗図」(4)



「蝦夷絵」(5)



「蝦夷風俗図」(5)



「蝦夷風俗図」巻末の識語部分



「蝦夷絵」の表装 蝦夷錦が使用されている。

(資料紹介) 館蔵「吉田元利関係資料」の紹介

－函館の初期教育界に関わる人物について－

保科 智治

・「吉田元利関係資料」について

当該資料は平成13年度に子孫の方から寄贈された資料群(資料番号H13-0618～0671)である。資料群は54件55点からなり、明治5年から41年までの吉田元利に関する資料である。元利は北海道教育界において活躍した人物で、明治初期から中期にかけての函館教育界でも中心的な役割を果たしている。函館では、明治26年から29年に発行された『函館教育協会雑誌』に論考を発表している。(発表論考は以下のとおりである。101・102号に「修身科ハ試験ヲ以テ點數ヲ定ムベキモノニ非ズ」、103・105号に「高等小學校ト尋常小學校トヲ分設スヘシ」、114・115号に「女子の体育」、118・119号に「主義の爲に目的を誤ること勿れ」、120号に「古今無比の好機會」)

吉田元利の活動の一端は『北海道教育史』などで知ることができるが、当該資料からは元利の教育者としての詳細な履歴と、明治期の教員の動きの一端を知ることができる。

資料の整理作業および書き下しは、当館古文書調査講座参加者によるものである。

・資料からみた吉田元利の略歴

当該資料にある「履歴書」(No.52 H13-0651 書下44)等から元利の主に教育に係る略歴を紹介する。

元利は、嘉永6年2月6日に上総国天羽郡竹岡村(現千葉県富津市)に会津藩士の子として生まれた。会津藩は幕末に江戸湾防備を担当し、竹岡に陣屋を構え、藩士と

その家族が赴任している。元利も藩士であった親が赴任していたことから、竹岡村生まれと思われる。通称は「栄之進」を名乗っており、戊辰戦争では「白虎隊寄合一番隊士」吉田栄之進として戦ったようである(緒川直人「明治中期迄の写真舗と写真蒐集家斎藤月岑ー写真の大衆化の「受け手」論的一考察」『マス・コミュニケーション研究』32 2013 この論考では北海道立図書館が所蔵する吉田元利の写真アルバム「明治初期人物写真」1－2を参考にしていう)。

明治3年、明治政府は斗南藩(旧会津藩)に北海道の歌棄・瀬棚・太櫓・山越郡を分領した。恐らく元利もその際に瀬棚村(現せたな町瀬棚区)に移住したと思われる。明治5年5月、元利は「漢学句読師手伝」に任命され、同年から函館に移り住んだようで、その際は栄之進をまだ名乗っていたが(No.1 H13-0647 書下31)、明治6年の資料では元利を名乗っている(No.2 H13-0647 書下30)。会津藩士として身につけた漢学の知識を活かし、教育に携わっていったと思われる。函館に出た背景には、斗南藩としての分領支配が終了し、開拓に目途がつかなかったこともあるのだろうか(瀬棚村への斗南藩の入植の様子については、大谷茂之「コラムリレー(第5回)ヲコツナイに入植した斗南藩士」(<https://dounan.exblog.jp/21164463/>)などが参考になる)。翌年3月17日付けで「漢学三等句読師」となり、21日には「学校懸書籍懸兼務」となる。8月4日「小学校教員」

に任命され、10月20日に「変則中学教員兼務」にも任命される。

明治7年6月25日に「洋算教員兼務」、明治8年3月22日に「会所学校教員」となり北海道最初の小学校に勤務することになる。『函館市史 通説編第2巻』の「伝習所の設置とその機能」によると「9年2月8日、会所学校の敷地内に小学教科伝習所が開所された。教員は城谷成器を筆頭に同じく東京師範学校の卒業生である中里方精・坂本重勝それに斗南藩士吉田元利の4名で、ともに会所学校の教員兼任である。」とのことで、元利は教員であるとともに教員を養成する立場でもあった。伝習所教員としては、伝習所に志願する人物の推薦のようなこともおこなっていたようである（No.5 H13-0619 書下2）。しかし、明治10年1月31日に「廃官」となり「出仕事務」となり、学校から一時離れたが学校の設立などに関わっていたようである（No.6 H13-0663 書下46）。

明治11年6月10日に「小学教科伝習所教員」、翌年6月3日に「教員講習所教員兼務」となっている。明治13年11月12日に「函館師範学校三等教諭」に任命され、開拓使廃止後の明治15年3月15日に新たに「函館師範学校三等教諭」に任命される。

元利は、公務以外でも教育向上の活動をおこなっている。明治12年設立の函館教員練習会、その後設立された函館教育協会では書記を務めている（「教育協会設立への胎動」『函館市史 通説編第2巻』参照）。

三県一局体制から北海道庁へと変わり、明治20年1月24日に北海道庁の教務課に配属され北海道庁の職員となり、5月17日に「小学校教科用図書審査委員」、6月30日に「小学校教員学力検定委員」に任命されている。また、明治22年6月11日に「第三回内国勸業博覧会委員」にも任命され、学校現場からは離れているようである。

明治24年8月15日に「非職」となるが、9月24日に函館区役所から宝小学校の校長を打診され（No.30 H13-0653 書下36）、11月16日に「兼任函館区宝小学校長」を引き受けている。これに先立ち元利は、北海道庁長官宛てに「小學校教員學力検定試験願」を提出している（No.31 H13-0633 書下16）。さらに11月24日には北海道庁長官宛てに辞表を提出し、受理されている（No.32・33 H13-0668・0669 書下51・52）。同日には「兼任函館区函館女学校長」にも任命されている。

明治26年3月31日に函館女学校が廃校となり、翌日「函館女子高等小学校校長兼教員」に任命される。同年12月1日には「兼任函館区弥生小学校長」に任命され、函館での教員としての記録はここまでである。

履歴書では明治32年7月5日に「北海道札幌区創成高等小学校訓導」に任命されているが、札幌在中の元利に関する資料は見当たらない。明治37年4月30日に「北海道札幌区札幌女子高等小学校訓導兼校長」に任命され、明治39年10月3日に再び「北海道札幌区創成高等小学校訓導兼校長」となり、明治41年3月27日退職となった。退職後間もなくの明治43年に57歳で亡くなっている。

当該資料には見当たらないが、登別市カルルス町18番地には明治33年に建立された吉田元利の歌碑がある。登別市のホームページ（<http://www.noboribetsu.ed.jp>）では建立のいきさつを次のように記している。「札幌の吉田元利（もととし）が、東宮殿下（後に大正天皇）御大婚の夏にカルルスの鈴木旅館の前にある楓の木が2本交差している（夫婦楓）さまを見て、次の歌を詠んでいます。『むつまじささまを姿に阿わはして夫婦楓の千代契るらし』」

（市立函館博物館学芸員）

書下 1 (H13 - 0618)

出發延引願 伺

去月廿二日、桧山郡外五郡各検巡回被申付候處、傳習所ニ於テ協議致度處有之、今日迄遲滞罷在候得共、猶未タ議了不相成ニ付本日ヨリ一周間出發延引協議ヲ遂度、此段奉伺願候也

十三年十一月一日

御用係吉田元利 印

開拓大書記官時任為基殿

第百四 (七) 十三号

伺之通

明治十三年十一月四日

開拓大書記官時任為基 印

書下 2 (H13 - 0619)

青森県管下北郡第七大区三小区
七戸村土族

開拓使御雇教員長谷川孝五弟
長谷川八郎

明治九年三月 拾七才七月
右之者小学教科官費終業志願ニ付、御検査被下度相願候也、右ハ目今他県之者ニ候得共、只今転籍掛合中ニ御座候也

明治九年三月廿八日

函館第一大区四小区本町十四番官邸
開拓使函館支庁管下第十四大区一小区後志国瀬棚郡瀬棚村平民

吉田荻左衛門長男

開拓使十五等出仕

吉田元利 印

開拓使三等出仕杉浦誠殿

願之趣聞届候条、会所学校ニ於テ可請試験事

明治九年三月三十日

書下 3 (H13 - 0620)

口達案

函館師範学校三等教諭

吉田元利

函館師範学校沿革誌編纂委員申付候事

明治十四年五月廿四日

開拓大書記官時任為基

書下 4 (H13 - 0621)

開拓使第十四大区一小区瀬棚郡平民

吉田元利

通称 栄之進

明治六年三月十七日

一、漢学三等句読師申付候事

同年同月二十一日

一、学校掛書籍掛兼務申付候事

同年八月十二日

一、等外三等出仕申付候事

同年同月同日

一、小学教員申付候事

同年十月二十日

一、当分之内変則中学教員兼務申付候事

同年同月同日

一、変則中学御備書籍及教場附諸器械取締申付候事

明治七年六月二十五日

同年同月同日

一、洋算教員兼務申付候事

明治八年三月二十二日

一、会所学校教員申付候事

同年九月十八日

一、等外一等出仕申付候事

明治九年二月三日

一、補十五等出仕

右明治九年差出シタル履歷控

(下札)

明治六年三月十七日

開拓使漢学三等句読師拝命 月俸金七円

同年八月十二日

等外三等出仕拝命

明治七年六月二十五日

等外二等出仕拝命

明治八年九月十八日
 等外一等出仕拝命
 明治九年二月三日
 十五等出仕拝命
 明治十年一月卅一日 廃官
 御達十年一月廿二日
 同年同月同日
 出仕事務可取扱旨口達
 同年三月十四日
 御用係拝命 准判任官月俸金十二円
 同年十一月卅一日
 月俸金十五円被下
 明治十三年十一月十二日
 依願御用掛被免、即日函館師範学校三等
 教諭拝命 月俸金貳拾円
 明治十四年十二月廿三日
 月俸金二十三円被下
 明治十五年二月八日
 開拓使被廃
 御達同年同月九日
 拝承
 同年同月九日
 従前ノ通事務可取扱旨口達
 同年三月十五日
 自今事務不及取扱旨口達
 同年同月同日
 函館師範学校三等教諭拝命 月俸金二十三
 三円
 同年五月二十三日
 函館県御用係拝命 准判任官 月俸金廿
 三円
 同年十二月六日
 同県七等属拝命
 函館県七等属学務課
 函館県後志国瀬棚郡瀬棚村七番地平民
 嘉永六年癸丑十一月生
 吉田元利
 廃通称栄之進
 開拓使平民 吉田元利

通称栄之進

○明治六年三月十七日
 一、漢学三等句読師申付候事
 開拓使支庁
 同年同月二十一日
 一、学校懸書籍懸兼務申付候事
 同上
 同年八月十二日
 一、等外三等出仕申付候事
 開拓使
 同年同月同日
 一、小学教員申付候事
 同上
 同年十月廿日
 一、当分之内変則中学教員兼務申付候事
 同上
 同年同月同日
 一、変則中学御備書籍及教場附諸器械取締
 申付候事
 同上
 ○明治七年六月廿五日
 一、等外二等出仕申付候事
 同上
 同年同月同日
 一、洋算教員兼務申付候事
 同上
 ○明治八年三月廿二日
 一、会所学校教員申付候事
 同上
 同年九月十八日
 一、等外一等出仕申付候事
 同上
 明治九年二月三日
 一、補十五等出仕
 同上
 同年五月卅一日
 一、等外一等出仕之節、明治八年皆勤候二
 付、為御賞金五円被下候事
 同上
 ○明治十年一月三十一日

一、廃官 御達同年同月二十二日
同年同月同日
一、出仕事務可取扱旨口達
同年三月十四日
一、金拾八円 月俸一ヶ月半分
右満三年勤続ニ付被下候事
同上
同年同月同日
一、御用係申付候事
准判任官 月俸金拾貳円
同上
同年十月卅一日
一、月俸金拾五円被下候事
同上
○明治十一年四月三十日
一、御用之有福山出張申付候事
同上
同年五月十三日
一、御用之有江差出張申付候事
同上
同年六月十日
一、小学教科伝習所教員申付候事
同上
同年七月四日
一、御用之有江差出張申付候事
同上
同年八月六日
一、御用之有寿都出張申付候事
同上
同年十一月一日
一、御用之有岩手県出張申付候事
同上
○明治十三年五月七日
一御用之有江差出張申付候事
同上
同年十月廿二日
一、御用之有、桧山、尔志、久遠、奥尻、
太櫓、瀬棚六郡各学校巡回申付候事
同上
同年十一月十二日

一、依願御用係差免候事
同上
同年同月同日
一、函館師範学校三等教諭申付候事
同上
月俸金二十円
○明治十四年十月一日
一、御用之有松前郡巡回申付候事
同上
同年十二月二十三日
一、月俸金貳拾三円給与候事
同上
○明治十五年二月八日
御達同年同月九日 拝承
一、開拓使被廃
同年同月九日 御口達
御口達書同年同月同日拝承
一、従前之通事務取扱（候）事
同年三月十五日御口達
御口達書同年同月同日拝承
一、自今残務不及取扱候事
同年同月同日 御辞令即日拝受
一、函館師範学校三等教諭申付候事
函館県
月俸金二十三円
同年五月廿三日 御辞令即日拝受
一、御用係申付候事
同上
准判任官 月俸金二十三円
同年同月四日 御辞令即日拝受
一、学務課申付候事
同上
同年六月七日 御辞令即日拝受
一、開拓使残務取扱申付候事
同上
同年十二月六日
一、任函館県七等属
函館県大書記官従六位 有竹裕 奉
○明治十六年十二月廿七日
御辞令即日拝受

一、職務勉勵ニ付、為慰勞金貳拾五円下賜
候事

函館県

○明治十七年四月八日

御辞令即日拝受

一、御用有之宮城県出張申付候事

同上

同年五月二日 御辞令同月六日拝受

一、御用有之福島県出張申付候事

同上

同年十二月十五日 御辞令即日拝受

一、任函館県六等属

函館県大書記官従六位 堀金峰 奉

○明治十八年五月十五日

御辞令即日拝受

一、御用有之出京申付候事

函館県

明治十八年十二月廿四日 御辞令即日拝
受

一、職務勉勵ニ付、為慰勞金貳拾円下賜候
事

函館県

書下 5 (H13 - 0622)

吉田元利生年暦

嘉永六癸丑年 紀元二千五百十三年

西暦千八百五十三年（千八
百五十四年一月一日ハ嘉永
六年十二月三日ニ當り日曜
日ナリ）

正月大一日 二月小一日

二月平八日火曜 三月大十日火曜

出生日

二月六日 三月大一日 四月一日

三月十五日火曜 四月小八日金曜 五月大

五月一日 六月一日 七月一日 八月一日

六月小 七月大 八月大 九月小

九月一日 十月一日 十一月一日 十二月一日

十月大 十一月小 十二月大 一月大

吉田里生年歴

安政六巳未年 紀元千五百十九年

西暦千八百五十九年（千八
百六十年一月一日ハ安政六
年十二月九日ニ當り日曜日
ナリ）

正月大一日 二月小一日 三月大一日

二月平三日木曜 三月大五日土曜 四月小三日日曜

四月小一日 五月小一日 六月大一日

五月大三日火曜 六月小一日水曜 六月卅日木曜

七月小一日 八月小一日 九月大一日

七月大卅日土曜 八月大廿八日日曜 九月ハ廿六日月曜

十月小一日 十一月大一日

十月大廿六日水曜 十一月小廿四日木曜

出生

廿三日 十二月大一日

十二月十六日 元月廿四日土曜

書下 6 (H13 - 0623)

寄留之届 二月廿四日差立 印
北海道後志国瀬棚郡瀬棚村
六拾四番地
平民吉田荻左衛門亡長男

吉田元利

嘉永六年癸丑二月六日生

右本月廿日ヨリ札幌区南二條東壺町目六番
地第十二年官舎ニ寄留致候、此段御届仕候
也

右 吉田元利 印

明治二十年二月廿三日

北海道庁理事官佐藤秀顕 印

札幌区長浅羽靖殿

各通

北海道瀬棚郡瀬棚村戸長 小松豊朗殿

書下 7 (H13 - 0624)

所有権ニ付登記願

石狩国札幌区南壺条東四丁目七番地拾壺号

一、宅地八拾貳坪

同所之建物
一、木造桎葺平家 壹棟 造作付
此建坪拾六坪七号五勺
右地所建物半分所有ニ有之候間、所有權ニ
付登記被成下度、此段相願候也
後志国瀬棚郡瀬棚村
石狩国札幌区南壹条東四丁目
七番地拾壹号寄留
吉田元利 印
明治廿五年七月十三日
札幌区裁判所 御中
南一条東四丁目 地所第拾七号
建物第十四号
明治二十五年七月十二日 登記済 印

書下 8 (H13 - 0625)
記
南壹条東四丁目地所登記第拾五号
〃 建物登記第拾貳号
右地所建物書入ト為シ、金五拾円貸付候
處、今般右金額正ニ受取候也
貸主 綱島右源太 印
明治貳拾五年壹月廿二日
吉田元利殿
以下余白也
明治二十五年一月二十二日 登記済 印

書下 9 (H13 - 0626)
出生御届
北海道後志国瀬棚村六十四番地
平民吉田元利三男 俊郎
右ハ去九月廿六日、私妻さと儀出産致候、
此段御届仕候也
右父 吉田元利
明治二十六年十月三日
函館区長財部菟殿
瀬棚郡瀬棚外四ヶ村戸長浅田雄次郎殿

書下10 (H13 - 0627)
~~年月日~~

六 八 四
~~原簿記載済~~
受付廿五年九月六日 印
出寄留御届
北海道後志国瀬棚郡瀬棚村
六十四番地
平民 吉田元利
嘉永六年癸丑二月六日生
妻 吉田さと
安政六年巳未十一月廿三日生
三女 吉田 貞
明治十七年十一月卅日生
四女 吉田 文
明治二十年一月廿八日生
次男 吉田武郎
福島縣岩代国安積郡大槻村
宇南原平民亀次郎養父
太田助五郎
文政六年癸未三月十六日生
右ハ今般、函館元町五十番地官舎ニ寄留仕
候、此段御届仕候也
函館区元町五十番地官舎寄留
北海道後志国瀬棚郡瀬棚村六
十四番地平民 吉田元利 印
明治二十五年九月六日
官舎取扱者
函館区書記口次郎 印
瀬棚郡瀬棚外四村戸長木村繁次郎殿

書下11 (H13 - 0628)
地所拝借願
私拝借官舎南新町第三十一号改汐見町五番
地側官地、別紙図面朱引三通、野菜蒔付の
為、向五ヶ年間拝借仕度、尤御入用之節ハ
何時ニ而も返上可仕候、右奉願候也
南新町第三十一号官舎寄留
吉田元利
明治十四年七月廿五日
開拓権少書記官有竹裕殿
前書願出ニ付奥印之上進達仕候也

函館区長心得
区書記桜庭為四郎 印
戸長西村本次郎 印

第二千三百〇五号

願之趣聞届候条借地料壹ヶ年地価百坪ニ
付金貳拾壹円之割ヲ以百分ノ一可相納事
但坪数之義ハ丈量之上、追テ可相達事
明治十四年九月廿日

開拓大書記官時任為基 印

書下12 (H13 - 0629)

乙第二拾壹号

死亡届

函館縣後志国瀬棚郡瀬棚村平民
函館区汐見町六番地寄留
元利長女 吉田モト
六年二ヶ月

病名 格魯布性咽喉炎
徴候咽喉腐爛全身発熱脈数呼吸息迫
食欲不良
嚥下困難嘔多量等ノ徴アリ

経過 二週間前来本日午前八時致命ス

處方 祛痰強吐鎮咳等ノ諸剂

死因 衰弱

右ハ本院ノ患者ニ候所、頭書之通り死去
仕候間、此段御届申上候也

明治十七年二月廿二日

函館病院医員御用係田澤謙

函館縣令時任為基殿代理

少書記官堀金峯殿

書下13 (H13 - 0630)

出産御届

父 吉田元利
母 同人妻さと
次男 武郎

右ハ去三月廿八日出産仕候、此段御届仕候
也

札幌区南一条東四丁目七番地四
第十二号官舎寄留

瀬棚郡瀬棚村六十四番地平民

明治二十一年四月二日

札幌区長古川浩平殿

瀬棚郡瀬棚外四村戸長磯松年太郎殿

書下14 (H13 - 0631)

診第一六三号

体格検査書

北海道平民 吉田元利

嘉永六年二月生

一、体格 中等

一、体質 佳良

一、身幹 五尺二寸五分

一、胸囲 八十八仙迷

一、体量 十三貫二百五十匁

一、視力 完全

一、痘 天然痘

右之通候也

函館病院医員三上朔三

明治二十九年十月十九日

書下15 (H13 - 0632)

小学校教員免許状御下付願

私儀小学校教員志願ニ付、免許状御下付被
成下度、別紙履歴書相添此段奉願候也

吉田元利

明治二十七年十一月八日

文部大臣侯爵西園寺公望殿

書下16 (H13 - 0633)

小学校教員学力検定試験願

私儀小学校教員志願ニ付、函館ニ於テ学力
御試験相受度、履歴書相添此段奉願候也

北海道後志国瀬棚郡瀬棚村

六十四番地平民

当時函館区東濱町五十六番地

濱谷ミナ方寄留 吉田元利

明治二十四年十月廿六日

北海道庁長官渡辺千秋殿

右者從來ノ行狀不都合ノ廉無之候、依テ

奥印之上進達候也
函館区長曾我部道夫

書下17 (H13 - 0634)

出寄留御届

福島縣岩代国安積郡大槻村
字南原平民

亀次郎養父 太田助五郎

文政六年癸未二月廿六日生

右ハ今般函館区元町五十番地寄留吉田元利
方へ同居寄留仕候、此段御届仕候也

右 太田助五郎

明治二十五年十一月 日

函館区元町五十番地官舎取扱者

□□次郎

福島縣安積郡大槻村戸長殿

書下18 (H13 - 0635)

拝借官舎相对交換願

私共拝借官舎、此度双方便宜ニ依り交換仕
度候間、御聞届被成下度此段奉願候也

明治十九年二月廿七日

汐見町六番地第三十一号官舎

拝借人 吉田元利 印

同 七番地二十六号官舎

拝借人 広瀬健三郎

元函館県令時任為基殿代理

元函館県大書記官堀金峰殿

書下19 (H13 - 0636)

官舎貸与通知書

元町四拾八番地第一号官舎

右御貸与相成候間五日以内ニ移転、其旨
御届出相成度候也

明治廿六年十二月一日

函館区役所 印

女学校長吉田元利殿

書下20 (H13 - 0637)

元町四拾八番地第貳号官舎貸与候条五日以

内ニ移転相成度候也

明治二十七年三月十日

函館區役所 印

吉田元利殿

書下21 (H13 - 0638)

弥生尋常高等小学校訓導兼校長

吉田元利

明治廿九年八月廿九日付札幌へ往復共壹週
間旅行賜暇願ノ件、許可ス

明治廿九年八月廿九日

函館区長龍岡信熊 印

書下22 (H13 - 0639)

指令一八号

弥生尋常高等小学校訓導兼校長

吉田元利

明治三十年四月廿三日付、賜暇願之件許
可ス

明治三十年四月廿四日

函館区長龍岡信熊 印

書下23 (H13 - 0640)

墓参願

私儀来十一月十二日ハ亡実父一周忌ニ相当
候ニ付、墓参ノ為岩代国河沼郡若宮村迄
罷越度候間、御許可被成下度此段奉願候也

弥生尋常高等小学校訓導兼校長

吉田元利 印

明治卅年十月十九日

函館区長龍岡信熊殿

書下24 (H13 - 0641)

弥生尋常高等小学校長 吉田元利

明治三十年十月十九日付賜暇願出ノ件許可
ス

明治三十年十月十九日

函館区長龍岡信熊 印

書下25 (H13 - 0642)

寄留御届

北海道後志国瀬棚郡瀬棚村
六十四番地平民 吉田元利
妻 吉田さと
安政六年巳未十一月廿三日生
同 次女 吉田 利
明治十六年四月十三日生
同 三女 吉田 貞
明治十七年十一月卅日生
同 四女 吉田 文
明治二十年一月廿八日生

右ハ今般札幌区南二條東一丁目一番地乙第
十二号官舎ニ寄留仕候、此段御届仕候也

札幌区南二條東一丁目一番地
乙十二号官舎寄留
北海道後志国瀬棚郡瀬棚村六
十四番地平民 吉田元利 印
北海道庁属蛭田改之進 印

明治二十年六月卅日

各通 札幌区長浅羽靖殿

瀬棚郡瀬棚村戸長磯松年太郎殿

書下26 (H13 - 0643)

北海道後志国瀬棚郡瀬棚村
六十四番地平民 吉田元利
嘉永六癸丑年二月六日生
同 妻 同 さと
安政六巳未十一月廿三日生
同 次女 同 利
明治十六年四月十三日生
同 三女 同 貞
明治十七年十一月卅日生
同 四女 同 文
明治二十年一月廿八日生

右ハ今般石狩国札幌区南一条東四丁目乙第
十二年官舎寄留仕候、此段御届仕候也

右 吉田元利 印
北海道庁属宮崎簡亮 印

明治二十年十月廿九日

各通

札幌区長浅羽靖殿

瀬棚郡瀬棚外四ヶ村戸長磯松年太郎殿

書下27 (H13 - 0644)

在職年数計算書

教員

一、明治六年三月ヨリ 漢学句読師及
同 九年一月マテ 等外出仕勤務除算
一、明治九年二月ヨリ 判任官教育事務ニ
同 十年一月マテ 従事一個年
一、明治十年二月ヨリ ~~准判仕~~御用係教育
同十四年五月マテ 事務ニ従事除算及
師範学校教諭勤務
一、明治十四年六月ヨリ 師範学校教諭勤
同 十五年五月マテ 務一個年
一、明治十五年六月ヨリ ~~准判仕~~御用係
同 年十一月マテ 教育事務ニ従
事除算
一、明治十五年十二月ヨリ 判任官教育事
同四十一年三月マテ 務ニ従事二十
五ヶ年及区町
村立小学校教
員勤務

通算二十七個年

書下28 (H13 - 0645)

用第三〇八号

今回払下相成タル官舎敷地坪数左記ノ通ニ
有之候条、此設及御通知候也

明治廿一年五月八日

第四部 印

吉田元利殿

乙第十二号官舎 敷地八拾貳坪

書下29 (H13 - 0646)

口達案

小学教科伝習所教員

御用係 吉田元利

教員講習所教員兼務申付候事

明治十二年六月三日

開拓大書記官時任為基

壬申五月九日

開拓使瀬棚郡出張所 印

書下30 (H13 - 0647)

①

奉願候書附

私共儀是迄鍛冶町丸山駒二郎方之止宿罷在
候処、兎角不都合之處も有之候間、官邸拝
借仕度、此段奉願候也

明治六年九月十七日

吉田元利 印

鈴木重直 印

庶務課御中

聞届候条船玉下十一番邸可相渡事

明治六年十一月八日

②

奉願候書附

私共拝借罷在候船玉下十一番官邸高橋一儀
同居仕度、此段奉願候也

明治六年十一月廿九日

吉田元利 印

鈴木重直 印

庶務課御中

聞届候事

明治六年十一月廿九日

③

奉願候書附

私儀是迄鈴木重直方ニ同居罷在候処、此度
家族引纏度存候間、官邸拝借仕度此段奉願
候也

明治七年六月四日

吉田元利 印

開拓中判官杉浦誠殿

聞届候事

明治七年六月八日

書下31 (H13 - 0648)

移住任

荻左衛門悱 吉田栄進

右者用事有之、函館表へ相越もの也

書下32 (H13 - 0649)

退校願

鈴木国輝長男 鈴木国政

十二年

右ハ是迄私方江止宿通学罷在候處、宿元よ
り父病氣之趣申越候間、退校為仕度此段奉
願候也

第外一等出仕 吉田元利

明治八年十月廿七日

会所学校御中

願之趣聞届候事

明治八年十月廿八日

書下33 (H13 - 0650)

弥生尋常高等小学校長 吉田元利

明治三十年十一月二日付、病氣療養之為賜
暇願出之件許可ス

明治三十年十一月六日

函館支庁長代理

北海道庁属西川尚 印

書下34 (H13 - 0651)

受信人 東濱丁 カツタ方 ヨシダ ゴク

発信人 サイトウ キョウイク カテウ

本文 ツゴウアリカイコウシキヲマタズ
カエレ

書下35 (H13 - 0652)

受信人 ヤマナカカタ (ゾ) クヨシダ
ゲンリ

発信人 ヤマナカキョウイク クワチヨウ

本文 シガククワンドウコウツカヘナシ

書下36 (H13 - 0653)

受信人 □□ヒカシ四 □□□□□ ヨシ
ダモトトシ

発信人 ハコダテ クヤクシヨ

本文 キカトウクタカラカクコウチャウ
ニサイヨウシタクサシツカヘウム
ヲモウシコシヲコウ
裏面 フコタカラカクカウチャウニゴシ
ヨウ子ガフ

書下37 (H13 - 0654)

戸第五号

戸籍謄本送付之件

本月一日付、新旧戸籍謄本請求相成候ニ付、
取調候處新戸籍簿ハ用紙式葉ニ亘り候ニ
付、手数料式拾銭納付スベキ規程ニ付、該
請求書ハ便宜當場ニ預り置候間、不足金拾
銭及返信料式錢印紙ヲ以テ至急送付相成
度、別紙旧戸籍謄本一葉送付此段及申進候
也

明治卅一年九月五日

瀬棚外四村戸長役場 印

函館区元町四拾六番地寄留

吉田元利殿

書下38 (H13 - 0655)

戸第九号

戸籍謄本下付ノ件

本月十二日付ヲ以テ新旧戸籍謄本下付願之
件了承、別紙之通り送付候也

明治三十一年九月十六日

瀬棚外四村戸籍役場 印

函館元町四拾六番地 吉田元利殿

追而士族復籍願云々篤ト取調之上何分ノ
通知候条、左様御了知有之度候也

書下39 (H13 - 0656)

「民第千百四十四号

伝習所

御用係村岡素一郎調

時任 学務係

上局 履歴係

有竹 検査係

桧山久遠巡視派出之義ニ付伺」

(朱書) 小学教科伝習所教員
「江差出張」 吉田元利

桧山、久遠各郡公立小学校監督トシテ、前
記之者凡三ヶ月間見込ヲ以、江差出張御申
付ニ相成候、然哉元来該地方之義ハ江差柏
樹学校監督ノ名義ヲ以、都度巡回致来候處、
今度開拓使函館支庁該校ヘハ別ニ主任被差
置候ニ付テハ、之ニ同校一切ノ校務ヲ任シ、
監督ハ常ニ当伝習所ヘ出勤、其都度見斗節
ニハ郡村落各学校ヲ巡視候杯 様致取差滞
在候 義ト相心得可然哉、相任候也
福山地方モ事体本文ト異、同意者在ニ付御
裁き之上ハ同様相心得可然哉、出張監督之
義ハ相当之者ヲ撰定追テ可相伺答、此段申
伝候也

明治十三年五月三日

書下40 (H13 - 0657)

①

官舎拝借願

開拓使後志国瀬棚郡瀬棚村

在籍 吉田元利 家族六人

右ハ函館区元町十四番地寄留罷在候處、
客歳十二月六日大火之際類焼仕候處、家屋
ハ勿論所有地等無之、加ルニ当節貸家無之
困難罷在候間、今般御新築之官舎拝借仕度、
此段奉願候也

明治十三年三月廿二日

御用係准判任吉田元利 印

開拓大書記官時任為基殿

②

願之趣聞届第三十一号官舎可貸渡候事

但、引渡方之義ハ追テ可相達事

明治十三年五月廿四日

開拓大書記官時任為基 印

書下41 (H13 - 0658)

小学寄附金願

一、金壹円也

右者当地方小学設立ニ付而ハ莫大之経費ヲ

可被要儀ニ付、蒼海之一滴には候へ共本行之通寄附仕度奉願候

明治八年十月

吉田元利 印

開拓使三等出仕杉浦誠殿

(割印)「聞届候事

明治八年十月四日 印」

書下42 (H13 - 0659)

官舎拝借願

元利儀、当地ニ家屋地所等所有不致居所差支候間、今回当籤南二條東壱丁目壱番地乙第拾貳号官舎御貸与被成下度、此段奉願候也

判任官六等属吉田元利 印

明治二十年二月五日

長官代理

理事官佐藤秀顕殿

願之趣聞届候事

但受取方ハ第四部へ申出へシ

長官代理

明治二十年二月十二日 印

書下43 (H13 - 0660)

死亡届

函館県下後志国瀬棚郡瀬棚村
函館区汐見町六番地寄留

平民 元利長男 吉田 亮
五年一ヶ月

病名 喉頭格魯布炎

徴候 脈搏頻数ニテ百四拾十八度体温摂氏三十八度四分咳嗽頻発声音嘎嘶呼吸短息

喉頭ヲ検スルニ義膜著ク附着セリ
経過三日前ヨリ発病一昨夜ヨリ本院経過ニ於テ治療ヲ施スト雖ドモ奏功ナク本日午前十時三十分斃ル

処方 祛痰解熱吐剂等

死因 窒息

右ハ本院施治之患者ニ候所、頭書之通り死去仕候間、此段御届申上候也

函館病院医員御用係遠藤俊夫 印

明治十七年二月十二日

函館県令時任為基殿代理

少書記官堀金峯殿

書下44 (H13 - 0661)

明治四十一年五月十八日付戸籍吏証明ニヨリ訂正

大字瀬棚村字会津町七番地

北海道後志国瀬棚郡瀬棚村六十四番地

平民旧斗南藩吉田元利

(実印) 廢通称栄之進

(小印) 嘉永六年癸丑二月六日

上総国天羽郡竹岡村ニ

於テ生ル

現住所 渡島国函館区汐見町七番地

年号干支月日	任免賞罰事故	官 衛
明治五年五月	漢学句読師手伝	開拓使
(日不詳)	申付候事 (口達)	支庁
明治六年三月	漢学三等句読師	同 上
十七日	申付候事	
同年同月廿一日	学校懸書籍懸	同 上
	兼務申付候事	
同年八月十二日	等外三等出仕	開拓使
	申付候事	
同年同月四日	小学教員申付	同 上
	候事	
同年十月廿日	当分之内変則	同 上
	中学教員兼務	
	申付候事	
同年同月同日	変則中学御備	同 上
	書籍及教場付	
	諸器械取締申	
	付候事	
明治七年六月	等外二等出仕	同 上
廿五日	申付候事	
同年同月同日	洋算教員兼務	同 上

	申付候事		明治十三年五月	御用有之江差	同	上
明治八年三月	会所学校教員	開拓使	七日	出張申付候事		
廿二日	申付候事		同年十月廿二日	御用有之桧山	同	上
同年九月十八日	等外一等出仕	同		爾志久遠奥尻		
	申付候事			太櫓瀬棚六郡各		
明治九年二月	補十五等出仕	同		学校巡回申付候事		
三日			同年十一月	依願御用係	同	上
同年五月卅一日	等外一等出仕	同	十二日	差免候事		
	之節明治八年		同年同月同日	函館師範学校	同	上
	皆勤候ニ付為			三等教諭申付候事		
	御賞金五円被			月俸金貳拾円		
	下候事		明治十四年五月	函館師範学校	同	上
明治十年一月卅一日	廃官		廿四日	沿革誌編纂委員		
同年同月卅一日	拝承			申付候事		
同年同月卅一日	出仕事務可取扱告事口達			口達		
御口達			明治十四年十月	御用有之松前郡	同	上
同年三月十四日	一、金拾八円	開拓使	一日	巡回申付候事		
	月俸一ヶ月半分		同年十二月	月俸金貳拾参円	同	上
	右満三年勤続ニ付		廿三日	給与候事		
	被下候事		明治十五年二月八日	開拓使被廃		
同年同月同日	御用係申付候事	同	同年同月九日	拝承		
	准判任官		同年同月九日	従前之通事務可取扱事		
	月俸金拾貳円			御口達		
同年十月卅一日	月俸金拾五円	同	明治十五年三月十五日	自今残務不及取扱		
	被下候事			候事		
明治十一年四月	御用有之福山	同		御口達		
卅日	出張申付候事		同年同月同日	函館師範学校	函館県	
同年五月十三日	御用有之江差	同		三等教諭申付候事		
	出張申付候事			月俸金二十三円		
同年六月十日	小学教科伝習所	同	同年五月廿三日	御用係申付候事	同	上
	教員申付候事			准判任官月俸		
同年七月四日	御用有之江差	同		金二十三円		
	出張申付候事		同年同月同日	学務課申付候事	同	上
同年八月三日	御用有之寿都	同	同年六月七日	開拓使残務取扱	同	上
	出張申付候事			申付候事		
同年十一月一日	御用有之岩手県	同	同年十二月六日	任函館県七等属	同	上
	出張申付候事		明治十六年十二月	職務勉勵ニ付	同	上
明治十二年六月	教員講習所教員	同	廿七日	為慰労金貳拾		
三日	兼務申付候事			五円下賜候事		
口達			明治十七年四月	御用有之宮城県	同	上

八日	出張申付候事				図書審査委員		
同年五月二日					ヲ命ス		
同年同月六日	御用有之	同	上	同年六月卅日	小学校教員	同	上
	福島県出張				学力検定委員		
	申付候事				ヲ命ス		
同年十二月十五日	任函館県	同	上	同年十二月	職務特別勲励	同	上
	六等属			廿三日	ニ付為其賞金与		
明治十八年五月	御用有之出京	同	上		拾五円給		
十五日	申付候事			明治廿一年三月	陞叙判任官	同	上
同年十二月廿四日	職務勲励ニ付	同	上	二日	五等		
	為慰勞金貳拾円			同年七月十二日	小学校教員	同	上
	下賜候事				学力検定委員		
明治十九年一月廿六日	函館札幌根室三県				ヲ命ス		
同年同月卅一日	并農商務省北海道			明治廿二年六月	第三回内国勲業	同	上
	事業管理局ヲ廃シ			十一日	博覧会委員ヲ命ス		
	更ニ北海道庁ヲ置			同年十二月	職務特別勲励	同	上
	ク			廿四日	ニ付為其賞金		
同年同月同日	元函館札幌根室三県及農				拾貳円給与		
同	上			明治二十三年三月	判任官々等俸給令改正		
	商務省北海道事業管理局			同年同月廿四日	判任官四等上級俸相当		
	樺戸空知釧路三集治監ノ			同年四月九日	陞叙判任官三等	北海道庁	
	事務ハ北海道庁開庁マテ			同年同月同日	下級俸給与	同	上
	ノ間従前之通取扱フヘシ			同年十二月	職務特別勲励	同	上
同年二月廿六日	任北海道庁属	北海道庁		廿二日	ニ付為其賞金		
同年同月同日	函館支庁在勤	同	上		拾参円給与		
	申付						
同年同月廿七日		北海道庁		明治二十四年	非職ヲ命ス	同	上
同年三月一日	北海道庁開庁			八月十五日			
同年同月廿日	御用有之札幌	北海道庁		同年九月卅日	兼任函館区	同	上
	出張申付				宝小学校長		
同年五月廿日	叙判任官六等	北海道庁		同年十一月十六日	拝受		
同年十月十三日	御用有之札幌	北海道庁		同年同月同日	月俸貳拾五円給与	同	上
	出張申付			同	上		
同年十二月	職務勲励勤勞	北海道庁		同年十一月二日	地方免許状		
廿八日	不勘ニ付			同年同月五日	拝受	北海道平民	吉田元利
	為其賞金貳拾円下賜						嘉永六年二月生
明治二十年一月	帰庁ヲ命ス	北海道庁			右ハ明治二十四年十一月二日		
十九日					ヨリ明治二十九年十一月一日		
同年同月廿四日	第一部勤務ヲ命ス	同			マテ五ヶ年間小学校教員タル		
同年同月同日	教育課ヲ命ス	北海道庁			事ヲ免許ス		
同年五月十七日	小学校教科用	北海道庁		同年同月十八日	免兼官	同	上

同年同月廿四日拝受
 同年同月同日 兼任函館区 同 上
 函館女学校校長
 同 上
 同年同月同日 月俸貳拾五円給与 同 上
 同 上
 同年十二月二日 依願免本官 同 上
 同年同月四日 滞九年在官ニ付 同 上
 金百八拾円給与
 明治二十四年 任函館区 北海道庁
 十二月廿二日 函館女学校訓導
 兼校長
 同年同月廿八日拝受
 同年同月同日 月俸貳拾五円給与 同 上
 同 上
 明治二十五年 自今月俸 同 上
 五月廿三日 参拾円給与
 同年同月廿六日拝受
 同年十二月 職務格別勲励 函館区役所
 廿一日 ニ付為其賞金
 拾貳円給与
 明治二十六年 函館女学校ヲ廃シ更ニ
 三月卅一日 函館女子高等小学校ヲ置
 ク
 同年四月一日 函館女子高等 函館区役所
 小学校校長兼教員ヲ嘱托ス
 報酬月額金参拾円
 同年同月同日 任函館区 北海道庁
 函館女子高等
 小学校訓導
 同年同月同日拝受
 同年同月同日 月俸参拾円給与 同 上
 同 上
 同年同月同日 兼任函館区 同 上
 函館女子高等
 小学校校長
 同 上
 同年十二月一日 兼任函館区 同 上
 弥生小学校校長
 同年同月四日拝受

同年同月十九日 職務格別 函館区役所
 勲励ニ付
 為其賞金拾貳円給与
 明治二十七年 任函館区 北海道庁
 三月七日 弥生小学校訓導
 同年同月十日拝受
 同年同月同日 月俸参拾円給与 同 上
 同 上
 同年同月同日 兼任函館区 同 上
 弥生小学校校長
 同 上
 同年十二月廿二日 職務格別 同 上
 勲励ニ付
 為其賞金拾五円給与
 明治二十八年三月七日 市制町村制ヲ施行
 同年同月十二日拝受 セザル地方ノ小学
 教育規程ヲ、本年
 四月一日ヨリ施行
 ス
 同年四月一日 北海道函館区弥生尋常高
 等小学校訓導本科正教員
 勤務兼校長三級下俸相当
 同年四月六日 三級上俸給与 北海道庁
 同年同月十日拝受
 同年十二月廿七日 職務格段 同 上
 勲励ニ付
 為慰労金拾貳円給与
 同年同月卅日拝受
 明治二十九年 北海道尋常 函館区役所
 九月廿五日 師範学校内ニ
 開ク各地小学校校長
 協議会ニ出席ノ為メ、
 札幌出張ヲ命ス
 同年十月廿六日 小学校教員免許状
 修身科教育科国語科
 漢文科数学科簿記科
 地理科歴史科博物科
 物理科化学科習字科
 体操科
 北海道平民吉田元利

	嘉永六年二月生	同年同月四日拝受	
	右ハ前記ノ科目ニ就キ検	同年十二月	職務勉励ニ付 函館支庁
	定シ、北海道庁管内ニ於	廿二日	為慰労金
	テ小学校本科正教員タル		貳拾円給与
	コトヲ免許ス	明治卅二年七月	任北海道札幌 北海道庁
明治二十九年十一月	明治二十九年法律	五日	区創成高等
一日	第十四号市町村立小		小学校訓導
	学校教員年功	同年同月八日拝受	但本科正教員勤務
	北海道庁	同年同月同日	三級上俸給与 同
	加俸国庫補助法ニ依	同 上	
	リ、明治廿九年十一	同年同月同日	兼任北海道 同
	月ヨリ肩書ノ学校ニ		札幌区創成高等
	勤続中、国庫ヨリ本		小学校長
	俸ノ百分ノ十五ヲ加	同 上	
	給スヘキコトヲ認メ	同年八月七日	元公立弥生 同
	此證書ヲ交付ス		尋常高等小学校
同年十二月十八日	職務格段 同 上		訓導兼校長
	勉励ニ付		吉田元利
	為慰労金拾貳円給与		在職中職務格別
明治三十年一月	小学校教科用 同 上		勉励ニ付為其賞
十四日	図書審査委員ヲ命ス		金四拾円給与 同
同年同月十八日	拝受	同年十月十四日	本月十八日ヨリ北海道師
同年五月卅一日	小学校教員普通免許状		範学校内ニ開設セル全道
同年六月廿四日	拝受 文部省		小学校教員協議会ニ出席
	北海道平民吉田元利		ヲ命ス
	嘉永六年二月生		北海道札幌区役所
	右ハ全国ニ於テ、小学校本科	明治三十二年	職務格別勉励ニ付為其賞
	正教員タルコトヲ免許ス	十二月廿一日	金貳拾五円給与 同
下 同年十二月	職務勉励ニ 函館区役所	明治三十三年	札幌区学務委員ヲ
廿三日	付為慰労金拾五円給与	一月廿六日	命ス 同
上 同年九月	本月二十一 函館区役所	同年五月十二日	学事会会員ヲ
十七日	日ヨリ開会ノ		命ス 北海道庁
	校長協議会ニ	同年九月廿九日	市町村立小学校
	臨席ノ為出札ヲ命ス		教員加俸令第三條ニ依リ
明治卅一年三月十日	区町村立小学校教員		本道区町村立小学校ニ
	給料額改正、本年四		勤務中年功加俸年額金
	月一日ヨリ施行		貳拾四円ヲ給ス 同
同年同月同日	将来増給又ハ減給スルマ	同年十二月	職務格別勉励ニ付為其賞
	テ在来ノ俸額支給	廿二日	金五拾円給与 同
同年六月二日	四級上俸給与 北海道庁	明治卅四年	小学校教員検定委員会

十一月十一日	臨時委員ヲ命ス 同	十日	令第六條ニ依リ年功加俸
同年十二月	職務格別勲励ニ付為其賞		ヲ支給セス
十六日	金五拾円給与 同	同年十二月	職務格別勲励ニ付為其賞
明治卅五年四月	小学校教員検定委員会	廿一日	金六拾円給与 同
七日	臨時委員ヲ命ス 同	同卅九年十月	任北海道札幌区創成高等
同年同月十五日	願ニ依小学校教員検定	三日	小学校訓導兼校長
	委員会臨時委員ヲ		但本科正教員勤務 同
	解ク 同	同年同月同日	二級下俸給与 同
同卅五年八月	二級下俸給与 同	同年十二月廿日	職務格別勲励ニ付為其賞
十八日			金五拾五円給与 同
同卅五年十二月	職務格別勲励ニ付	同四十年三月	本道小学校教育ニ従事シ
十日	為其賞金五拾円給与	廿日	励精其職ニ尽シ、成績見
	札幌区役所		ルヘキモノアリ、仍テ金
同卅六年七月	福島県へ帰省中之処		五拾円賞与ス
二十日	学事視察トシテ神奈川県	同四十年十二月	職務格別勲励ニ付為其賞
	ニ出張ヲ命ス 北海道庁	廿一日	金五拾五円給与 同
同卅六年十二月	職務格別勲励ニ付為其賞	同四十一年三月	一級下俸給与 同
十五日	金四十七円給与 同	廿七日	
同卅七年四月	任北海道札幌区札幌女子	同年同月同日	小学校令施行規則第二百
卅日	高等小学校訓導兼校長		十六条第二号前段ニ依リ
	但本科正教員勤務 同		退職ヲ命ス 同
同年同月同日	二級下俸給与 同	同年十月	恩給証書受領年額六百六
同年五月二日	小学校教員検定委員会		拾五円 北海道庁
	臨時委員ヲ命ス 同	大正十二年十月	更ニ恩給法ニ依リ給セ
同年十二月	小学校教員検定委員会ニ	一日	ラル金額同前 同
十四日	従事シタルヲ以テ手当ト		
	シテ金参円給与 同	書下45 (H13 - 0662)	
同年同月十五日	職務格別勲励ニ付為其賞		函館学務係村尾元長 印
	金五拾五円給与 同	江差出張	小貫庸徳 印
同卅八年八月	明治三十八年七月二十一		村岡素一郎 印
十日	日、訓導岡田タダガ教室		林悦郎 印
	内ニ於ケル紛失金捜査ニ		渡辺豊 印
	関シ、児童教育上不当ノ	其地学校ノ儀往時ニ遡テ其迹ヲ考フレハ、	
	行為アリタルハ、統督上	柏樹校開設ノ議明治十年ニ起リテ、翌十一	
	注意ヲ缺クノ致ス所ニシ	年ニ成リ之カ教員タル者ハ貴官出張ニテ養	
	テ、其職務ヲ怠リタルモ	成セルモノニ有之、齋藤哲太郎ヲシテ監督	
	ノトス、依テ小学校令第	タラシメシモ、幾何モナクシテ病氣ノ為辞	
	四十八條ニ依リ、譴責ス	シ去レリ、折角競進セル人氣モ稍挫折ノ勢	
	同	ニ付、分署七市末心配一ト方ナラズ、最前	
同卅八年八月	市町村立小学校教員加俸	教員養成ノ時ヨリシテ、貴官ニ人望モアル	

事ナレハ、此際他人ニテハ挽回無覺束、是非共貴官ノ監督ヲ气度旨庸悦豊等出張先へ種々協議有之候ニ付、其旨本係へ相運候得共、其節伝習所都合モ有之、其言行ハレズ別ニ田尾信良ヲ人撰相成、同人赴任以来頗ル尽力諸事面目ヲ改ルニ垂ントシ、不幸ニシテ又客歳以来病ニ罹リ帰養中辞職、其間日野朝昌在勤セシモ各員ヲ制御スルニ足ラズ、学事再ヒ解体ノ憂有之候ニ付、青野尹諧ヲ派遣セルモ、是亦其効ヲ奏セサル内都合アリテ帰任セシメ候ニ付、不得止前議ニ遡リ貴官ノ出張ヲ煩ワシタル事情ハ兼テ御詳知ノ通りニ有之、既ニ三ヶ月ノ期限モ相過タルニ付、是非代リノ者可差出ト存シ、種々商議ヲ尽候得共、是迄教員折合悪シク綏撫最困難ノ地方御尽力ニ依リ、漸ク平穩ニ至リ候所ニ付、貴官ヲ除ク外ハ何人ニテモ之ヲ統理スルハ難キ事ト被存候、然レハ其地学事隆智ハ全ク貴官一挙手一踏足ノ間ニ決スヘク深く心配致候、就テハ其地方ノ為メ更ニ今一期御尽力ヲ希望致ス儀ニ(候)得共、其辺御面議ノ上ナラテハ尽兼候儀モ有之候ニ付、三四日滞在ノ見込ヲ以テ時繰合御出函相成度、然レハ其地ノ情況モ承リ篤ト御商議致度、此段我稟議ノ上申進候儀ニ有之候条委詳郡長ヘモ御通儀ノ上、至急御発途相成度候也

明治十三年九月一日

二伸、熊谷恵三義ハ他教員ト折合ハサル趣ニ付当地ヘ転任セシメ、同人及桜庭正太郎ノ代リハ今度山形縣ヨリ招募セシ阿部鉄太郎及□藤五郎ノ兩人派遣セシムル都合、昨今我ヘ伺中ニ付右相済候上ハ、至急赴任為致候心得ニ付、此段申添候也

書下46 (H13 - 0663)

福山出張

御用係

民事課 印

吉田元利殿

学務係

江差柏樹学校教員養成ノタメ、御用係斉藤

哲太郎過頃江差在勤被命、即今専伝習中ノ処、尔来数月ニ相成不遠開校ノ期ニ臨ミ候得共、教員養成ノ景況同人ヨリ何等申出無之、開校ニ際シ教員手不足等ノ事有之候而者甚差支ヲ生シ候ニ付、實際ノ景況視察ノタメ当地教員一名該地方ヘ出張可被命筈之処、目下教員手廻兼候ニ付別紙御辞令ノ通被命候条、其地ヨリ直チニ御出張諸件斉藤生ト御協議ノ上、教員習熟ノ景況及開校迄ノ手続差支ノ候無トモ、御所見至急御申越可有之上局乗合ニ付、此段申進候也

十一年五月十三日

追伸、校舎建築落成大凡幾日頃開校ノ期日ニ可相成哉、其辺篤ト御打合有之度候也

書下47 (H13 - 0664)

有竹一等属

吉田元利殿

村尾六等属

其地公立柏樹学校建築之義ニ付而者、前年ヨリ順序ヲ追而着手相成候ニ付、本年雪消之候ニハ速ニ着手整頓可致見込ヲ以、先ニ学事ノ景況長官殿江見状之際モ、不日設置之学校中ニ加ヘ置候次第ニ有之、然ルニ他ノ校舎ハ漸次ニ整頓、独り其校ノミ未タ設置之場合ニ至ラス、官役ノ学校ト異ナリ人民協力資金ヲ出シ、漸ク今日ニ至リ、若シ一步ヲ愆リ候テハ永遠之針路ヲ誤リ候、ノミナラス直接ニ学事ノ盛衰ニ関係シ、其際ニハ不可救ノ場合ニ立至リ候或モ難斗、万一支庁ノ保護、上局ノ御趣意モ徹底セサルニ於テハ遺憾ノ極ト云フベシ、曩ニ貴下福山方面ヨリ江差ヘ被差向候主意モ、当方御人少旁夫是斟酌被命候処、未タ何等之御申越モ無之、伝聞ニヨレハ蒔田実ナル其請負人ニ而該校建築着手、柱立等ニ至リ釘鉋等佐渡辺ヨリ到達セス、十分着手難攻趣申居候由、其他口実トスル所甚曖昧ニ至リ、旁差考候ヘハ同人ハ幾許手金等モ受取居候義

ニ可有之、右等ノ為メ無謂口実ヲ以テ若干ノ日数ヲ遷延候或モ難斗、果シテ想像ノ如クナレハ、学校建築ノ遷延ハ人民ノ大不幸ヲ醸シ可申或ト、拙念不少何分事情少シモ不相通、上局於テモ深ク御心配ニ付御人少ノ折柄、特外之操合ヲ以テ七等属川上久治出張被命、實際ニ当リ督促ヲ遂ケ事宜ニ寄り臨機之處分ニモ可及筈ニ候条、御視察ノ件々無遣隔同人江御談シ可有之、上局稟議ノ上、此段内状ヲ以テ申進候也

十一年六月四日

追伸、教員養成ノ如何ニ於テハ、前便申進候通実況御上申有之度候也

書下48 (H13 - 0665)

学第千八十三号

函館支庁

吉田元利殿 学務係 印

学務委員規則及ヒ事務章程教員委嘱規則共草案出来、右脱稿一部御差送度候処、取急キ騰写ノ猶予無之候間、郡長市来政胤江郵送致し候条右ニテ御了承、郡長へ篤ト御協議御意見有之候ハ、至急御越相成度、此段申進候也

十三年十二月廿二日

書下49 (H13 - 0666)

「学第四百五十七号」

吉田元利殿 学務係 印

棟方正勝外屯人教員採用之闕ニ付御照会ノ趣了承、然ル処仲尾常吉ハ青野□□其地出張之際試験済ノ処、落戸ニ付採用不相成旨、帰仕ノ上同人報告取計候モノニ有之、然ルニ此度御照会ニ依義者宜ニシ、其後本人モ勉学ノ上、再試験被遂候上ニテノ事ニ存候得共、明文モ無之候間此度ハ御採用相成不申候条、果して再試験の処用済ナレハ其事ハ村類御廻付相成度此段申進候也

但、棟方正勝辞、右ハ郡役所へ直ニ差立候事

十三年六月一日

書下50 (H13 - 0667)

北海道庁指定第一九三九号

字会津町四十八番地平民

松見忠之助

明治二十八年十二月五日付願之士族籍編入ノ件詮議及ヒ難シ

二十九年七月六日

書下51 (H13 - 0668)

詮議有之辞表差出スヘキ旨御達ニ依リ

~~一身士都合有之候間~~元利儀本官御差

免被成下度、此段奉願候也

明治二十四年十一月廿四日

非職北海道庁属吉田元利 印

北海道庁長官渡辺千秋殿

書下52 (H13 - 0669)

非職北海道庁属吉田元利

詮議有之辞表差出スヘシ

明治廿四年十一月廿四日

北海道庁長官渡辺千秋 印

書下53 (H13 - 0670)

一、明治二十四年九月ヨリ同四十一年三月マテ北海道庁管内小学校訓導兼校長勤務

賞罰

一、明治三十八年八月札幌女子小学校在職中、部下教員ニ不都合ノ行為アリタル為譴責セラル

一、明治四十年三月札幌区創成高等小学校在職中、多年教育ニ従事シ励精、其職ニ尽シ成績見ルベキモノアリトテ、北海道庁ヨリ金五拾円賞与セラル

書下54 (H13 - 0671)

学第四百四十三号

江差出張

吉田元利殿

学務係 印

五月十四日江差出之公書にて、御申越之趣可了承、其内教員志願ニテ已ニ試験済ノ中尾常吉ハ学力未熟ニ付採用不相成候間、□延引貴官ヨリ郡役所へ御通知相成、本人へ達候様御取計相成度、上ノ国村棟方正勝ハ一応試験御取計、学力モ相応ニ有之同村学校へ直ニ奉職無差支、御見込相成候ハ、本校教員泉田米治目下帰省中ニ付、帰着ノ上他校へ在勤替、同人補欠へ充候テモ差支無之候間、篤ク御取調相成度候、桜庭正太郎へハ柏樹学校主任ノ命ハ無之、七月以移ハ訓導改稱ニ付其節確と相定メ、夫迄ハ中之直へ諸事心得候様ウナ伝相成度、尚正太郎、□藤冢之介ノ兩人奉職年限相満候ニ付、解職願差出候ニ付正太郎又為四郎へ篤と協議致候処、仮令任期相満候とも官ノ都合アレハ此末奉職為致度旨申出候間、其願出ハ為四郎へ返戻致候、尤内事不得止義有之候間、本月末一ニ週間ノ暇ヲ以テ帰函為致度、廿日申答候間追テ其儀ハ御聞届相成可申答ニ付、予メ御承知相成度、冢之助義モ為四郎トハ縁者ニ付、一応照会及ケ処同人義も正太郎ノ如く、官ノ都合ニヨリ今後奉職可致旨尚貴官ヨリ篤ク御申諭相成度旨申答候間、其儀ニ御取計別紙辞表差上候間、御渡相成度、右同人ハ福山在勤相成度旨兼々内願も有之候ニ付、時宜ニヨリ内願通御聞届相成可申ニ付、本人都合御聞入候否哉御申越相成度、柏樹学校教員豫備無之ニ付相沼内学校へ難行届旨御申越相成、私ハ泊村日進学校教員戸板山□ヲ柏樹学校へ在勤替相成候様致度、同校ハ生徒四拾余名ニ付壱人ノ教員ニテモ差支無之様被考、已各ハ兼々御案内ノ通七月ヨリ補助全罷当改正ニ付、泊村ニ於テモ別段不都合ハ申出間敷被為候間、右一応巡回ノ節世話係等へ御協議相成度、此段申進候也

十三年五月廿六日

資料リスト

No.	資料名（内容）	作成者→受取人	作成年代	形態	数量	受入番号	書下
1	通行許可証（荻左衛門 倅吉田栄進函館行に対 して）	開拓使瀬棚郡出張所 →	明治5年5月9日	状	1	H13-0648	31
2	①奉願候書附（官邸拝 借願） ②奉願候書附（同居願） ③奉願候書附（官邸拝 借願）	①吉田元利他1名→ 庶務課 ②吉田元利他1名→ 庶務課 ③吉田元利→開拓中 判官杉浦誠	①明治6年9月17日 ②明治6年11月29日 ③明治7年6月4日	綴	1	H13-0647	30
3	退校届（鈴木国政の退 校届）	吉田元利→会所学校	明治8年10月27日	状	1	H13-0649	32
4	小学寄附金願（金1円）	吉田元利→開拓使三 等出仕杉浦誠	明治8年10月	状	1	H13-0658	41
5	官費修業志願検査依頼 （決裁書あり）	開拓使十五等出仕吉 田元利→開拓使三等 出仕杉浦誠	明治9年3月28日	綴	1	H13-0619	2
6	出張依頼通知（江差柏 樹学校開校準備状況の 視察のため）	函館支庁民事課学務 係→吉田元利	明治11年5月13日	状	1	H13-0663	46
7	視察状況報告依頼通知 （江差柏樹学校建築状 況について）	有竹一等属村尾六等 属→吉田元利	明治11年6月4日	冊	1	H13-0664	47
8	教員採用に関する通知	函館支庁学務係→吉 田元利	明治12年6月1日	状	1	H13-0666	49
9	口達案（教員講習所教 員兼務の発令）	開拓大書記官時任為 基→小学教科伝習所 教員御用係吉田元利	明治12年6月3日	状	1	H13-0646	29
10	出張通知（桧山久遠各 郡郡村小学校監督のた め）	→小学教科伝習所教 員吉田元利	明治13年5月3日	状	1	H13-0656	39
11	①官舎拝借願（大火類 焼につき新築官舎拝借 願い） ②許可書	①御用係准判任吉田 元利→開拓大書記官 時任為基 ②開拓大書記官時任 為基→	①明治13年3月22日 ②明治13年5月24日	綴	1	H13-0657	40
12	教員配置等に関する通 知	函館支庁学務係→吉 田元利	明治13年5月26日	状	2	H13-0671	54

13	帰函依頼	函館学務係村尾元長 他4名→吉田元利	明治13年9月1日	状	1	H13-0662	45
14	出発延引願（桧山外五 郡冬の巡回の件）	御用係吉田元利→開 拓使書記官時任為基	明治13年11月1日	状	1	H13-0618	1
15	書類送付申送状（学務 委員規則および事務章 程教員委嘱規則の件に つき）	函館支庁学務係→吉 田元利	明治13年12月22日	状	1	H13-0665	48
16	口達案（函館師範学校 沿革誌編纂委員申付の 件）	開拓大書記官時任為 基→函館師範学校三 等教諭吉田元利	明治14年5月24日	状	1	H13-0620	3
17	①地所拝借願（南新町 官舎側の官地にて野菜 蒔付のため） ②図面	①吉田元利→開拓使 少書記官 ②開拓大書記官時任 為基→	①明治14年7月25日 ②明治14年9月20日	綴	1	H13-0628	11
18	死亡届（吉田元利長男 享死亡のため）	函館病院医員御用係 遠藤俊夫→函館県令 時任為基代理少書記 官堀金峯	明治17年2月12日	状	1	H13-0660	43
19	死亡届（吉田元利長女 モト死亡のため）	函館病院医員御用係 田澤謙→函館県令時 任為基代理少書記官 堀金峯	明治17年2月22日	状	1	H13-0629	12
20	拝借官舎相対交換願	吉田元利他1名→	明治19年2月27日	状	1	H13-0635	18
21	職務履歴書（吉田元利 の明治6年から18年ま での職歴）		（明治19）	冊	1	H13-0621	4
22	官舎拝借願（南2条東 1丁目1番地乙第12号 官舎）	判任官六等属吉田元 利→長官代理理事官 佐藤秀顕	明治20年2月5日	状	1	H13-0659	42
23	寄留御届（札幌の官舎 への寄留依頼）	吉田元利→札幌区長 浅羽靖	明治20年2月23日	状	1	H13-0623	6
24	寄留御届（札幌区南2 条東1丁目1番地乙第 12号官舎への寄留 届）	吉田元利→札幌区長 浅羽靖他1名	明治20年6月30日	状	1	H13-0642	25
25	寄留届（札幌区南2条 東1丁目乙第12号官舎 への寄留届）	吉田元利→札幌区長 浅羽靖	明治20年10月29日	状	1	H13-0643	26

26	出産御届（吉田元利次男武郎出産届）	吉田元利→札幌区長古川浩平	明治21年4月2日	状	1	H13-0630	13
27	官舎払下坪数の通知	北海道庁第四部→吉田元利	明治21年5月8日	状	1	H13-0645	28
28	電報（ツゴウアリカイクウシキヲマタズカエレ）	サイトウキョウイクカチウ→東濱丁カツタ方ヨシダゾク	明治23年12月10日	状	1	H13-0651	34
29	電報（シガククワンドウコウルカヘナン）	サニナガキョウイククワチョウ→サリナカカタソクヨシダガンリ	明治24年7月	状	1	H13-0652	35
30	電報（キカトウクタカラカコウチヤウニサイヨウシタクサシツカヘウムヲモウシコシヲコウ）	ハコタテクヤクショ→ヨシダモトトシ	明治24年9月24日	状	1	H13-0653	36
31	小学校教員学力検定試験願	吉田元利→北海道庁長官渡辺千秋	明治24年10月26日	状	1	H13-0633	16
32	辞表	非職北海道庁属吉田元利→北海道庁長官渡辺千秋	明治24年11月24日	状	1	H13-0668	51
33	辞表提出通知	北海道庁長官渡辺千秋→非職北海道庁属吉田元利	明治24年11月24日	状	1	H13-0669	52
34	記（貸付金受取証）	網島口源太→吉田元利	明治25年1月22日	状	1	H13-0625	8
35	所有権ニ付登記願（札幌区南1条の土地と建物）	吉田元利→札幌区裁判長	明治25年7月12日	状	1	H13-0624	7
36	出寄留御届（函館区元町50番地官舎寄留の届）	吉田元利→	明治25年9月6日	状	1	H13-0627	10
37	出寄留御届（下書 太田助五郎が吉田元利方へ同居のため）	太田助五郎→福島県安積郡大槻村戸長	明治25年11月	状	1	H13-0634	17
38	出生御届（吉田元利三男俊郎出生届）	吉田元利→函館区長財部羆	明治26年10月3日	状	1	H13-0626	9
39	官舎貸与通知書（元町48番地第10号官舎）	函館区役所→小学校長吉田元利	明治26年12月1日	状	1	H13-0636	19

40	官舎移動通知（貸与中の元町48番地2号官舎からの移動通知）	函館区役所→吉田元利	明治27年3月10日	状	1	H13-0637	20
41	小学校教員免許状御下附願	吉田元利→文部大臣 公爵西園寺公望	明治27年11月8日	状	1	H13-0632	15
42	士族籍編入の件通知		明治29年7月6日	状	1	H13-0667	50
43	休暇許可通知	函館区長龍岡信熊→ 吉田元利	明治29年8月29日	状	1	H13-0638	21
44	体格検査書（吉田元利のもの）	函館病院医員三上朔三→	明治29年10月19日	状	1	H13-0631	14
45	休暇許可通知	函館区長龍岡信熊→	明治30年4月24日	状	1	H13-0639	22
46	墓参願（実父一周忌のため）	弥生尋常高等小学校 訓導兼校長吉田元利 →函館区長龍岡信熊	明治30年10月19日	状	1	H13-0640	23
47	休暇許可通知	函館区長龍岡信熊→ 弥生尋常高等小学校 長吉田元利	明治30年10月19日	状	1	H13-0641	24
48	休暇許可通知（病氣療養のため）	函館支庁長代理北海道庁属西川尚→弥生尋常高等小学校長吉田元利	明治30年11月6日	状	1	H13-0650	33
49	戸籍謄本送付之件	瀬棚外四村戸長役場 →函館区元町四拾六番地吉田元利	明治31年9月5日	状	1	H13-0654	37
50	戸籍謄本下附ノ件	瀬棚外四村戸籍役場 →函館区元町四拾六番地	明治31年9月16日	状	1	H13-0655	38
51	在職年数計算書		明治41年	状	1	H13-0644	27
52	履歴書（最終頁は大正に書き加えられている）	吉田元利→	明治41年	冊	1	H13-0661	44
53	賞罰抜書		明治41年	状	1	H13-0670	53
54	吉田元利・里生年暦		（明治）	状	1	H13-0622	5

ヘレン・ケラーの手紙

大矢 京右

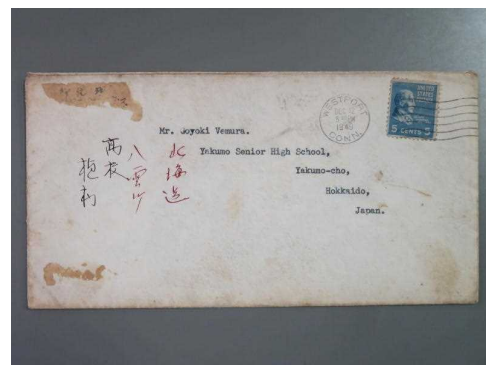
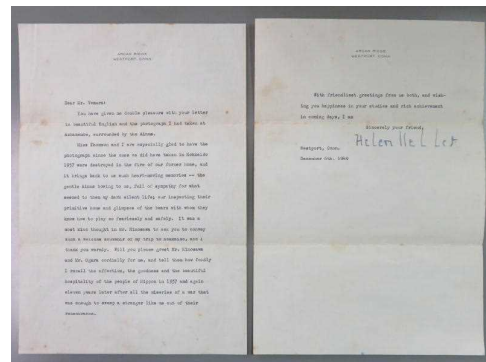
はじめに

ヘレン・アダムス・ケラー(Helen Adams Keller, 1880年6月27日 - 1968年6月1日)は、アメリカの著述家、社会福祉事業家である。1歳8ヶ月の時に罹患した急性の熱病のために視覚と聴覚に障がいを残したが、アン・サリヴァン (Anne Sullivan) による教育を受け、ハーバード大学ラドクリフカレッジを修了した。その後世界各地で講演活動を行い、障がい者の教育・福祉を訴えたことで広く知られている(ケラー2004ほか)。また日本にも、1937年(昭和12年)・1948年(昭和23年)・1955年(昭和30年)の3回訪れている。

2021年(令和3年)9月、ヘレン・ケラーから送られたという手紙が市立函館博物館に寄贈された。この手紙は1949年(昭和24年)12月6日にヘレン・ケラーが北海道立八雲高等学校(以下「八雲高校」とする。)の植村豊記氏(当時 以下「寄贈者」とする。)に宛てて作成した長さ266mm、幅186mmの便せん2枚からなり、1949年12月12日付コネチカット州ウェストポートの消印が押された封筒に入っている。文章はタイプライターで書かれており、文末にはヘレン・ケラー直筆とみられる署名がある⁽¹⁾。文章の全訳は後段に掲載するが、1937年来日したヘレン・ケラーが長万部でアイヌとともに撮影された写真を、寄贈者が郵送してくれたことに対する礼状である。この手紙単体を見る限りではただの礼状の域を脱することはないが、この手紙が送られるきっかけとなった1937年のヘレン・ケラーの来

日・来道や、このときに撮影された写真が12年後の1949年にヘレン・ケラーに送られることとなった経緯や背景などを踏まえることにより、手紙が持つ歴史的な意義がより深まることがわかった。

本稿は、この手紙の内容とその背景について、ヘレン・ケラーが所有していた資料⁽²⁾や当時の新聞記事、そして寄贈者への聞き取りなどから判明したことを中心に報告するものである。



ヘレンケラー書簡(受入番号R03-0036)
(市立函館博物館所蔵)

1. ヘレン・ケラーの来日

1-1. 1937年の来日と来函

1937年4月15日にあさま丸で横浜港に到着したヘレン・ケラーは、当時日本の統治下であった朝鮮半島と中国東北部を含む日本全国で講演と募金活動を行った。同年8月10日に同じく横浜港から離日するまでの約4ヶ月の間、全行程は14,000kmに及び、97回の講演で197,000人に障がい者福祉を訴えた（山崎 2011:169）。

同年6月18日、青森を連絡船松前丸で出

港したヘレン・ケラーは、同日函館に到着し、市民から熱烈な歓迎を受けた。ヘレン・ケラーはその後、小樽・札幌訪問のために函館を離れた同月22日～25日をのぞいて、北海道を離れる同月28日朝まで函館に滞在している（表1参照）。函館滞在中のヘレン・ケラーが行く先には常に多くの人があふれ、その動向も毎日のように新聞で報道されるなど、市内はあたかもヘレン・ケラー狂騒曲とでもいふべき状況であったことは想像に難くない。

表1. 1937年来日したヘレン・ケラーの道内での行程と関連事項

日にち	時間	場所	摘要	出典
6月2日	14:00	函館市役所	「ケラー女史歓迎」打合せ会開催。	6/4函毎2面
6月12日		棒二・丸井デパート	「講演会」会券発売。1枚20銭。	6/13日日2面
6月14日	10:00	函館市役所	「ケラー女史歓迎」最終打合せ会開催。	6/18函毎1面
6月18日	12:50	函館港	連絡船松前丸到着。市長はじめ多くの市民が函館栈橋駅頭で出迎え。	6/19函新2面
		函館病院	同行するトムソン女史の体調不良により、医科受診。その後湯川町（現函館市湯川町）御園ホテルに投宿。	6/19函新2面
6月19日	13:00～14:10	新川小学校屋内体操場	講演会開催（市内中等学校生徒約3000名向け）。	6/19日日3面、6/20函新7面、6/20日日2面
	15:00～16:30	新川小学校屋内体操場	講演会開催（一般市民約3000名向け）。	6/19日日3面、6/20日日2面
6月20日			終日静養。	6/20函毎2面、6/21日日3面
6月21日	11:30	函館病院	歯科治療。	6/22日日2面、3面
	13:00～14:00	函館盲啞院	標本室で「神社仏閣の模型に感嘆」。講堂で講演し、生徒・父兄ら約200人が聴講。記念品として着物が贈られる。	6/19日日3面、6/21日日3面、6/22函新7面、6/22日日2面
		七飯村（現七飯町）大沼公園	ドライブを楽しむ。公園内に住むアイヌの元を訪ね、飼養するクマや木彫りの様子を見学。木彫り熊を購入。	6/22函新7面、6/23日日3面
6月22日	13:20	函館駅	列車で函館発、小樽行き。	6/19日日3面、6/23日日2面、6/23函毎2面
	15:50	長万部駅	アイヌ十数名と村民数百名が出迎え。5分程度の交歓中に写真が撮影される。	6/23日日2面、6/24函新8面、6/24函毎2面、6/25函新8面
6月25日	16:50	札幌駅	トムソン女史体調不良により予定を変更し、受診のため列車で札幌発。	6/26日日2面
	23:37	函館駅	到着。御園ホテルに投宿。	6/26日日2面、6/27日日3面
6月26日			終日静養。ロータリークラブ会員と記念撮影。	6/29日日3面、HKA
6月27日	19:00	御園ホテル	サンルームで誕生日祝賀会。贈られた着物を着用。	6/29日日3面、HKA
6月28日	7:30	函館ふ頭	連絡船で退道	6/29日日3面

※函毎：函館毎日新聞、日日：函館日日新聞、函新：函館新聞、HKA：ヘレン・ケラー・アーカイブ



ケラーの来函を報じる函館日日新聞



1937年に長万部駅で撮影された写真
(北海道博物館所蔵)

1-2. 長万部アイヌとの交流

6月22日、小樽に向かうために函館駅から列車に乗り込んだヘレン・ケラーは、長万部駅で一時下車し、現地のアイヌと交流した。そのときの様子について、当時の新聞では「ヘレンケラー女史はアイヌ人に会見したき由 付き添い大阪燈影女子英学院武田氏より函館聖公会野坂牧師を通じアイヌ研究に造詣深き同地小倉氏⁽³⁾に紹介取計らひ方を依頼され 一方支庁より村役場へ同様な通達があつたので村長幹旋十数名の男女アイヌ及び村長有志数百名ホームを埋めて出迎へたるに 早速下車通訳をして感謝の意を述べトムソン嬢の触指で盛大な歓迎を感謝し アイヌ其の他と握手記念撮影」(1937年6月24日付函館毎日新聞2面より)と報じられている。

アイヌとの交流が長万部駅で行われたことについては、1931年(昭和6年)に同地に建設・公開されたエカシケンルと呼ばれるアイヌ文化展示施設の存在が広く知られていたことや、最低限度の交流が可能な停車時間を確保できることによるものと推測される⁽⁴⁾。そしてこのときに撮影された写真こそが、後に本稿の主題でもあるヘレン・ケラーの手紙が作成されるきっかけとなるのである。

2. ヘレン・ケラーの手紙

2-1. ヘレン・ケラーへの手紙

1949年10月、当時八雲高校に在学していた寄贈者は、ヘレン・ケラーに手紙を送った。それは1937年6月22日に長万部駅で撮影された写真を送るためのものであり、その手紙はヘレン・ケラーの所有していたものとして、現在ヘレン・ケラー・アーカイブで公開されている⁽⁵⁾。訳文は以下のとおりである。

日本 北海道 八雲郵便局区内 八雲
高校

1949年10月24日

親愛なるヘレン・ケラーさん。

写真を送ることができて、とてもうれしいです。

1937年に来日した際、北海道に向かう途中の長万部で撮影してもらったものです。

でもあなたはこの突然の報告と写真を不思議に思うかもしれませんから、送った理由を説明します。

私は、地図上で日本の北辺にある北海道の、長万部に近い八雲町の高校3年生⁽⁶⁾で、切手収集に興味をもっています。

八雲町には今年誕生した郵趣クラブが

あり、その部長は日野澤さんです。
私の手紙をよく読んでください。
当然私はその部員であったので、日野澤さんのことをよく知ることになりました。
ある夏の日、日野澤さんは私にこう言いました。

「私の友人の小倉さんが、去年ヘレン・ケラーさんとアイヌの首長たちが撮影された写真を持っているんです。」
そう！日野澤さんは「去年」と言いながら、「ずっと送りたいかったんだ」と続けました。

「でも彼にはなかなか機会がなく、私はある人を介して彼から依頼を受けました。君が彼女に送ってくれないか？」

私は“はい”と答えました。“とても喜んで。”二国間の友好となるに違いないと思い、私は目を輝かせました。一ひらめいたのは、私が毎月取っているリーダーズ・ダイジェスト⁷⁾を通じてあなたの住所を取得することです。私は彼らにお願いの手紙を書きました。

そして、彼らはとても喜んでそれを受け取ってくれて、私は彼らにとっても感謝しています。

住所がわかったのだから、すぐにでも送ればよかったのですが。

でもね！

日野澤さんからいただいたのは、1937年にあなたが撮影されたものでした。そう、去年のものではなく、12年前のものだったのです

日野澤さんは興奮しやすい人で、小倉さんから1937年の写真だと言われた時、きっとあなたが日本に来ていた1948年の写真だと思ったのでしょう。彼が興奮しやすいということを差し引

いても、彼の思ったこと（間違い）は私にとって面白いものではありません。

この写真のことを考えると、私はあなたとリーダーズ・ダイジェストに大きな嘘をついてしまったことについて、とてもがっかりしました。

私は考えて考えて、あなたがそれを持っていないとしたら何も送らないよりずっといいし、たとえ古い写真であっても、あなたに送るのが最も適切な方法だと思いました。

古いものですが、あなたが気に入ってくれたらうれしいです。

この件に関してもっとはっきりしたことを知りたければ、ニューヨークのプレザントビルにあるリーダーズ・ダイジェスト社から情報を入手すべきだし、もしあなたがリーダーズ・ダイジェストに手紙を書くとしたら、T. Uemuraがとても感謝しているということを書いてください。

私はまだ英語の初心者なので、この手紙はカタコトの英語かもしれませんが、よろしくお願いします。

冬が近づいていますので、あなたが元気であることを祈っています。

本当にありがとうございます。

植村豊記

氏名：植村 豊記

住所：日本 北海道八雲町 八雲高等学校

この手紙を送ることとなった経緯について、寄贈者は以下のとおり述懐している。

「終戦直後、のちの八雲高校に入学しましたが、教科書は戦前のものを、軍国主義、神道に関する項目は指示に従い、墨で塗り

消して使いました。その後の新教科書も、新聞紙に印刷されたものを渡され、鋏で切り、折り畳んで教科書の体裁にしました。その後何度か学制改革があり、学校の内外も混沌としておりました。」「昭和24年の夏、高校1年の頃、(中略) 昨年ケラーが来日したこと、当時のことを思い出し、その際の写真を彼女(筆者注：ヘレン・ケラー)に送ってくれと頼まれた」「当時進駐軍は文通を通じて日米交流を称え、私もその尻馬に乗って、何人かと文通していました。」(以上、2021年9月25日付私信)

「当該写真送付の依頼を受け、ペンパルにケラー女史の住所を知る方法を探ねたのに対し、リーダーズ・ダイジェスト(RD)社、ロス・アンジェルズ・タイムス社などの紹介を受け、各社に尋ねたところ、RD社が応じてくれ、住所がわかりました。」

「夏に依頼を受け、秋に発送したのは、その間に何度か手紙の往来があったからです。」「日野澤氏の写真の説明は、彼女(筆者注：ヘレン・ケラー)が前年、1948年に訪れた際のものとことでした。よって各社に女史の住所を尋ねる際にも、そのように説明しました。しかし、送る際になってそれが10年以上も前の1937年の古写真とわかったのです。」(以上、2022年2月3日付私信)

2-2. ヘレン・ケラーの手紙

前項の寄贈者からの手紙に対する礼状が、本稿の主題であるヘレン・ケラーの手紙である。1937年の来日時にすでに写真は入手していた可能性もあるが、ヘレン・ケラーは1946年に発生した自宅の火災により蔵書、書簡、日記などをすべて失っていたという(山崎 2011:185)⁽⁸⁾。以下にその全訳を掲載する。

コネチカット州 ウェストポート ア

ーカンリッジ

植村さんへ。

美しい英語の手紙と、私が長万部で撮ったアイヌに囲まれた写真で、二重の喜びを与えてくれました。

トムソンさんと私は、1937年に北海道で撮った写真が家の火事で焼けてしまったので、この写真を手に入れたことを特に嬉しく思っています。この写真を見ると、私たちの感動的な思い出—優しいアイヌが私たちにお辞儀をして、彼らが私の暗い無音の人生に同情してくれたことや、彼らの素朴な家を見学したこと、彼らがそれほど恐れず安全に遊ぶ方法を知っている熊を一見したことなど—がよみがえってきます。

このような北海道旅行の歓迎の記念品を送ってくれるようあなたに依頼してくれた日野澤さんのお心遣いに、心から感謝しています。

日野澤さんと小倉さんには、私の代わりにご挨拶を申し上げ、1937年当時、そして11年後、私のようなよそ者を一掃するほどの悲惨な戦争の後で、日本の人々の愛情、善意、美しいもてなしがどれほど心に残っているか、お伝えくださいませんか。

私たち二人からの親愛なる挨拶と、皆さんの学問の幸福とこれからの豊かな成果を祈念しています。

敬具

ヘレン・ケラー

コネチカット州ウェストポート

1949年12月6日

長万部駅でのアイヌとの交流は、わずか5分程度の停車時間に行われたものであることから(1937年6月24日付函館新聞)、

文中に「彼らの素朴な家を見学したこと、彼らがそれほど恐れず安全に遊ぶ方法を知っている熊を一見したこと」とあるのは、同年6月21日の七飯村大沼公園での出来事についてであると考えられる。いずれにせよ、わずかな自由時間に宿泊地から30km以上離れた大沼公園まで足を延ばしてアイヌと交流したことや、土産として木彫り熊を購入したこと、そして長万部でのわずか5分程度の停車時間でもアイヌとの交流を図るべく事前に各所に手配したことなど、ヘレン・ケラーにとって北海道でアイヌ文化に触れることは特別な意味合いがあったと考えられる。そして12年の時を経てその写真を送られたことがヘレン・ケラーに望外の喜びをもたらしたということについて、この礼状からうかがい知ることができる。

おわりに

たった一枚の写真をきっかけに、戦後間もない時期に墨塗教科書で学んでいた17歳の高校生が、相手が著名人とはいえ自ら八方手を尽くしてその住所を入手し、見事な英語で手紙のやりとりをしていたという事実には驚嘆を禁じ得ない。また世界的な著名人であるヘレン・ケラーには、おそらくこのような手紙は相当数送られてきていたと推測され、その全てに対してそうだったかは定かではないが、本件についてのみ言えば、テンプレート化されていない非常に丁寧な返事を返していたとみられる。

寄贈者によるとこれ以降ヘレン・ケラーとのやり取りはないとのことであったが、この手紙とそのやりとりの経緯からは、異国の高校生に対しても真摯に対応したヘレン・ケラーの知られざる一面が垣間見えるとともに、終戦直後の障がい者福祉や外国語教育の態様などを考える上でも非常に意義深い資料であると考えられる。

謝辞

本稿作成において、以下の方々からひとかたならぬご協力を頂いた。よって、ここに記して謝意を表します。(敬称略・五十音順)

植村豊記 (資料寄贈者)

大坂拓 (北海道博物館学芸員)

大塚雅彦 (北海道函館聾学校校長)

奥野進 (市立函館博物館学芸員)

野戸谷睦 (北海道函館盲学校校長)

(元市立函館博物館 学芸員)

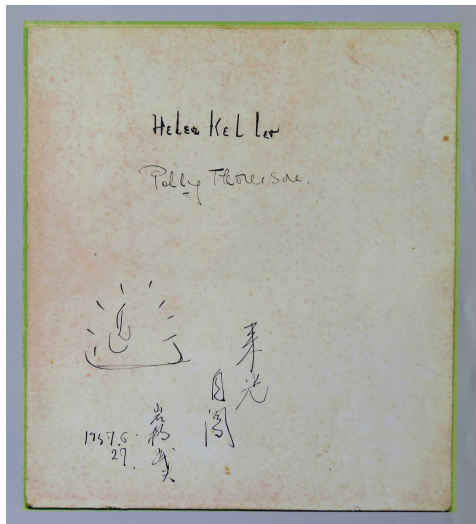
関連資料



新川小学校で開催された講演会のポスター
(函館市中央図書館蔵)



ヘレン・ケラーがふれた神社と寺院の模型
(北海道函館盲学校保管)



ヘレン・ケラーの誕生日祝賀会でサインされた色紙。ヘレン・ケラー、秘書のポリ・トムソン (Polly Thomson)、ヘレン・ケラーの来日に尽力したライトハウス理事長の岩橋武夫の名前がある。

(北海道函館聾学校画像提供)

参考文献

- 植村豊記 2012「ヘレン・ケラー 長万部アイヌ 徳川義親侯」『すずらん』49:p.4 八雲高校四期会 八雲町
- 浦田光治 1975「ヘレン・ケラー女史来道のころの思い出」『北海道函館盲学校 北海道函館聾学校 八十周年記念誌』p.30 北海道函館盲学校・北海道函館聾学校 函館市

大坂拓・小川正人 2020「アイヌ文化展示施設「エカシケンル」関連の新資料 ―2019年度新収蔵資料の紹介―」『北海道博物館アイヌ民族文化研究センター研究紀要』5:pp.191-222 北海道博物館 札幌市

篠崎平和編 1957『北海道函館盲学校 北海道函館聾学校 沿革史』北海道函館盲学校・北海道函館聾学校 函館市

出利葉浩司 1998「小倉コレクション」『小倉・北海道観光物産興社・W・カーティスコレクション他資料目録』pp.102-103 北海道開拓記念館 札幌市

函館盲聾教育後援会編 2012『創立百周年記念誌 愛之友』函館盲聾教育後援会 函館市

ヘレン・ケラー著 小倉慶郎訳 2004『奇跡の人 ヘレン・ケラー自伝』株式会社新潮社 東京都

北海道庁立函館高等女学校校友会編 1937『つっじヶ丘』55 北海道庁立函館高等女学校校友会 函館市

北海道函館盲・聾学校創立百周年記念事業協賛会 事業部編 1995『北海道函館盲学校・北海道函館聾学校創立百周年記念誌』北海道函館盲・聾学校創立百周年記念事業協賛会事業部 函館市

山崎邦夫 2011『年譜で読むヘレン・ケラー ひとりのアメリカ女性の生涯』株式会社明石書店 東京都

註

- (1)この手紙については、ほぼ同内容の12月5日付の草稿が、後述するヘレン・ケラー・アーカイブにおいて公開されていること (<https://www.afb.org/HelenKellerArchive?a=d&d=A-HK01-07-B117-F02-030.1.5&srpos=1&e=-----en-20--1--txt--vemura-----0-1> (2022年2月28日アクセス)) と、署名がヘレンケラー特有の筆跡であることから、間違いなくヘレン・ケラーの手紙であると判断される。

- (2) ヘレン・ケラーが所有していた資料等については、アメリカ盲人協会 (American Foundation for the Blind) が管理するヘレン・ケラー・アーカイブ (Helen Keller Archive、<https://www.afb.org/HelenKellerArchive>) においてデジタルデータが公開されており、そこには本手紙の寄贈者がヘレン・ケラーに送った手紙や本手紙の草稿、来日時に撮影された写真なども含まれている。
- (3) ここにある「アイヌ研究に造詣深き同地小倉氏」とは、長万部村 (現長万部町) で新聞「長万部民報」を刊行していた小倉範三郎のことである (大坂・小川 2020:191)。2018年 (平成30年) に小倉範三郎の遺族から北海道博物館に寄贈された資料の中にこのとき撮影された写真も含まれており、その裏書から当該写真を撮影したのが小倉範三郎であることがわかっている (大坂・小川 2020:192)。
- (4) エカシケンルは、ヘレン・ケラーが訪れた1937年頃にはすでに施設の破損等にともない休業状態だったようであるが、エカシケンルの建設に関わった小倉範三郎と長万部アイヌとの関わりは依然として続いていた (大坂・小川 2020:196)。
- (5) 便せん4枚に英語で手書きされたもの。ヘレン・ケラー・アーカイブ (<https://www.afb.org/HelenKellerArchive?a=d&d=A-HK01-07-B117-F02-030&srpos=10&e=-----en-20--1--txt--umura-----0-1> (2022年2月28日アクセス)) で公開されており、寄贈者が送ったものである旨本人に確認した。またこの時に送った写真も同じくヘレン・ケラー・アーカイブ (<https://www.afb.org/HelenKellerArchive?a=d&d=A-HK07-01-B051-F10-003&srpos=1&e=-----en-20--1--txt--ainu-----0-1> (2022年2月28日アクセス)) で公開されており、前者同様寄贈者が送ったものである旨本人に確認した。
- (6) 寄贈者は1932年 (昭和7年) 5月生まれのことであるため、このとき正しくは17歳の高校2年生であったと思われるが、寄贈者からの2021年9月25日付私信によると、当時高校1年生であったとしている。
- (7) リーダーズ・ダイジェスト (Reader's Digest) は1922年にアメリカで創刊された情報誌で、日本でも1946年から出版されていた。1933年には、ヘレン・ケラーのエッセイの要約版が掲載されている。
- (8) 文中にも「1937年に北海道で撮った写真が家の火事で焼けてしまった (We did have taken in Hokkaido 1937 were destroyed in the fire of our former home.)」とあるが、ヘレン・ケラー・アーカイブには1937年に北海道で撮影された他の写真データも残されている。

市立函館博物館 研究紀要 第32号

編集・発行 市立函館博物館

040-0044 函館市青柳町17-1

Tel 0138-23-5480 FAX 0138-23-0831

HP <http://hakohaku.com>

E-mail hakohaku@city.hakodate.hokkaido.jp

発行日 令和4(2022)年3月31日